

# 公認会計士・監査審査会の活動状況 (令和3年度版)

令和4年5月

公認会計士・監査審査会

## 本冊子について

公認会計士・監査審査会令第2条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第16条に基づき、令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

読者の便宜を図るために、一部、令和3年3月31日以前の情報及び令和4年4月1日以降の情報も記載しています。

なお、令和3年度及び本年度とは、令和3年4月1日～令和4年3月31日を指し、令和3事務年度及び本事務年度とは、令和3年7月1日～令和4年6月30日を指します。

### ○公認会計士・監査審査会運営規程

第16条 審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

### 《本冊子に対するご意見等の連絡先》

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課総務係  
03-3506-6000(内線2441)

# 目 次

はじめに	1
審査会における新型コロナウイルス感染症への対応	4
【本編】	
第1章 組織	
1. 公認会計士・監査審査会	6
2. 事務局	6
第2章 監査事務所に対する審査及び検査等	
1. 概説	8
2. 監査事務所等モニタリング基本方針等	10
(1) 監査事務所等モニタリング基本方針	10
(2) 監査事務所等モニタリング基本計画	12
3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況	15
(1) 協会による品質管理レビューの状況	15
(2) 品質管理レビューに対する審査の状況	16
(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況	17
(4) 監査事務所に対する検査の状況	18
(5) 検査結果	18
(6) 金融庁長官に対する勧告の状況	20
(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況	20
4. 審査及び検査等に係る情報発信	21
(1) 「令和3年版モニタリングレポート」の作成・公表	21
(2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表	22
5. 関係機関との連携	22
(1) 金融庁関係部局との連携	22
(2) 協会との連携	23
(3) 金融商品取引所との連携	23
(4) 日本監査役協会との連携	23
6. 令和3事務年度の課題に対する取組	24
(1) ガバナンス等の経営管理態勢の検証	24
(2) 監査をめぐる動向を踏まえた状況の検証・把握	24
(3) 品質管理基準等の改訂への対応	25
(4) 検査以外のモニタリングの強化	25
(5) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携	25
(6) 情報発信の強化	26
(7) モニタリング実施態勢の充実	26
(8) モニタリング実施方法の見直し	26

### 第3章 公認会計士試験の実施

1. 概説	27
(1) 試験制度の概要	27
(2) 現行試験の概要	27
(3) 受験願書等のインターネット受付	30
2. 公認会計士試験の実施状況	30
(1) 試験実施における新型コロナウイルス感染症対策	30
(2) 令和3年公認会計士試験	31
(3) 令和4年公認会計士試験	33
3. 公認会計士試験に係る情報発信等	33
4. 今後の課題	34
(1) 自然災害を踏まえた試験運営	34
(2) 受験願書等に係るインターネット受付の利便性向上	34
(3) 公認会計士試験受験者増への取組	34

### 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要	35
2. 事案の概要	35

### 第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動	38
(1) 設立の経緯	38
(2) 組織	39
(3) 活動状況	40
(4) 日本 IFIAR ネットワーク	44
2. 二国間での協力	44
3. 今後の課題	45



## 【資料編】

### 1 公認会計士・監査審査会関連資料

1-1	公認会計士・監査審査会発足の経緯	48
1-2	第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿	50
1-3	公認会計士・監査審査会の開催状況	51

### 2 審査及び検査関連資料

2-1	品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続	54
2-2	監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上を目指して－	55
2-3	令和3事務年度監査事務所等モニタリング基本計画	62
2-4	公認会計士・監査審査会の勧告一覧	77
2-5	仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について	78
2-6	外国監査法人等に対する検査監督の考え方	81
2-7	公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針	84

### 3 公認会計士試験実施関連資料

3-1	公認会計士試験制度の概要	97
3-2	令和4年公認会計士試験第I回短答式試験における新型コロナウイルス感染症への対策について	98
3-3	令和3年公認会計士試験短答式試験の合格発表について（抜粋）	100
3-4	令和3年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）	101
3-5	令和4年公認会計士試験第I回短答式試験の合格発表について（抜粋）	109
3-6	令和3年度の講演会の開催状況	110

### 4 諸外国の関係機関との協力関連資料

4-1	IFIAR 本会合開催実績	111
4-2	第21回監査監督機関国際フォーラム（ビデオ会議形式）について	112
4-3	総合政策局参事官の監査監督機関国際フォーラム副議長就任について	116
4-4	監査監督機関国際フォーラムによる「2021年検査指摘事項報告書」の公表について	117
4-5	監査監督機関国際フォーラムによる「監査市場における国際的に関連する取組」の公表について	122
4-6	IFIAR 検査ワークショップ開催実績	125
4-7	日本 IFIAR ネットワーク会員	126
4-8	監査監督上の協力に関するスイス連邦監査監督庁（FAOA）との書簡交換について	127

## はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成16年4月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、監査の品質に対する社会の期待がますます高まっている現状を踏まえ、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めております。

### 1. 本年度を振り返って

監査事務所に対する審査及び検査等（モニタリング）については、令和元年5月に公表した第6期における「監査事務所等モニタリング基本方針―監査の実効性の更なる向上を目指して―」及び令和3年7月に公表した「令和3事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施しています。本年度は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応等の観点から、モニタリング実施方法について柔軟に対応するとともに、監査事務所の経営層の認識、ガバナンス態勢の実効性、海外子会社に係るグループ監査のほか、KAMの決定過程等についても重点的に検証を行っています。また、審査会が実施したモニタリングの成果を関係者のみならず広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていただくことを目的に「令和4年版モニタリングレポート」及び「監査事務所検査結果事例集（令和4事務年度版）」を作成中であり、本年7月頃に公表予定です。

令和3年公認会計士試験については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、受験者の安全を確保するための対策を講じた上で実施しました。また、願書提出者数は平成28年試験以降6年連続して増加しましたが、これは試験に関する情報提供の充実などに努めた結果、若年層を中心に関心が高まっていることのほか、年々利用率が高まっているインターネット出願の導入に伴う出願時の利便性の向上が功を奏した結果と考えております。

諸外国の監査監督当局との協力・連携については、本年度も審査会は金融庁と共に東京に本部事務局が置かれている「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）」の活動を通じて、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査の品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けてきました。また、令和3年4月に開催された第21回IFIAR本会合において、金融庁総合政策局参事官 兼IFIAR戦略企画室長がアジアからは初めてIFIAR副議長に選出されました。審査会も副議長国（日本）の当局として、当該本会合や6大監査法人ネットワークとのCEOセッション、グローバル監査品質ワーキング・グループ会合などにおける、現下の情勢を踏まえた監査の課題等についての議論に積極的に参画しました。このほか、二国間の協力関係においても、各国と締結してきた情報交換枠組等を活用し、国際的に活動する監査事務所に係る情報共有を行うなど、審査会の審査・検査活動に資する当局間の連携を強化しました。

## 2. 第6期を振り返って

本年度は、審査会第6期(平成31年4月～令和4年3月)の最終年度に当たります。第6期における3年間の活動について、あらためて振り返ってみたいと思います。

まず、モニタリング活動については、令和元年5月17日に公表した「監査事務所等モニタリング基本方針―監査の実効性の更なる向上を目指して―」に基づき、監査事務所に対するモニタリングに加え、日本公認会計士協会、日本取引所自主規制法人、日本監査役協会等との意見交換や連携を積極的に実施してまいりました。

令和2年3月頃からは、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大の影響も踏まえ従来は原則として対面で行うこととしていたモニタリングの実施方法を見直し、オンラインによる方法も活用して柔軟に実施することとしました。また、大手監査法人に対し、通常検査の翌年に実施しているフォローアップ検査について、令和2事務年度以降は、検査先の負担等も勘案し、より効率的・効果的なものとなるよう、原則、個別監査業務に係る検証は実施しないこととしました。

モニタリングの結果については、「監査事務所検査結果事例集」や「モニタリングレポート」の内容を毎年拡充して公表するなど、監査事務所、監査役等のほか、資本市場関係者、更に広く社会への情報提供の充実に努めてきました。また、審査会は、検査対象になった監査事務所や被監査会社の監査役等に対し、審査会の評価が的確に伝わることを目的として、検査結果通知書の「特に留意すべき事項」に5段階の総合評価を記載していますが、令和3事務年度に着手した検査から、当該総合評価の明確化を目的として各評価区分の文言の見直しを行いました。

次に、公認会計士試験については、新試験制度導入後の願書提出者数等が減少傾向にあった時期から、公認会計士の資格・職業の魅力を社会に広く周知すべく大学等で講演を行うとともに、受験者の知識及び能力がより適正に評価されるよう試験問題の改善に努めてまいりました。その結果、経済状況の改善、日本公認会計士協会の普及活動、監査事務所の業務運営の改善等とも相俟って、平成28年から願書提出者数は増加に転じ、現在に至っております。なお、第6期中に行った大学等での講演は、大学で50回、高校で3回の計53回となりました。また、近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、試験当日の実施が困難となる場合を想定した検討・準備を行いました。

最後に、国際関係業務について、審査会も副議長国(日本)の当局としてIFIARの運営を継続して支援してきたほか、代表理事会メンバーとして、新型コロナウイルス感染症拡大への対応やIFIARの5か年戦略プランの策定等に関する議論に積極的に参加するとともに、複数の作業部会等に参画するなど、IFIARの活動への貢献を行いました。また、我が国における監査品質の意識向上を図る観点からは、多様なステークホルダーから成る日本IFIARネットワークの総会・企画委員会の開催や、同ネットワーク会員向けのシン

ポジウムへの参加等を通じて、IFIAR の活動等についてステークホルダーに広く発信しました。

このように、第6期を振り返ってみると、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応が多くを占めることとなりましたが、審査会の活動を通じ、監査の質の向上や信頼性の確保に貢献することができました。

この4月に発足する第7期審査会においても、引き続き、上述の課題群に積極的に取り組むことによって、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していくことを期待します。

令和4年3月

公認会計士・監査審査会会長

櫻井久勝

## 審査会における新型コロナウイルス感染症への対応

### 1. 審査会の非対面（オンライン等）開催等

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、審査会を非対面で開催できるようオンライン会議の環境を構築し、非常勤委員が積極的に活用している。併せて、会議室の入出者の限定、身体的距離の確保、アクリル板の設置などの基本的な感染防止策も実施している。

### 2. モニタリング実施方法の見直し

- ・ 監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるよう、モニタリングの実施方法については、引き続き見直しを検討した。令和3事務年度においては、大手・準大手監査法人に加え中小規模監査事務所に対する検査においても、オンラインによる方法を活用したところであり、今後も、モニタリングの実施方法や内容等の見直しについては、継続的に取り組んでいく。（関連：本編第2章6.（8）モニタリング実施方法の見直し（P26））

### 3. 公認会計士試験の実施・運営

#### （1）令和3年公認会計士試験について

- ・ 令和2年公認会計士試験の日程を変更したことに伴い、従来年2回実施している短答式試験を、令和3年5月に一本化して実施した（関連：本編第3章2.（2）令和3年公認会計士試験（P31））。

#### （2）公認会計士試験の実施

- ・ 試験の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の受験者（発熱のある者を含む。）に対して受験を控えるよう要請を行うとともに、試験場入場前の検温の実施、試験場におけるマスクの着用、密の回避の徹底及び試験室の換気等を講じた（関連：本編第

3章2.(1)試験実施における新型コロナウイルス感染症対策(P30))。

#### 4. 対話・講演活動のオンライン実施

- ・ 従来の対面形式での面談が制限される中、オンライン形式を併用することにより、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行った(関連:本編第2章6.(4)検査以外のモニタリングの強化(P25))。
- ・ 同様に、櫻井久勝会長・松井隆幸常勤委員等がオンライン形式を中心に、公認会計士の社会的役割等をテーマとした講演を大学15校で行った(関連:本編第3章3.公認会計士試験に係る情報発信等(P33))。

#### 5. 国際機関との協力

- ・ 新型コロナウイルス感染症の国際的な拡大状況を踏まえ、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の本会合、代表理事会、各ワーキング・グループ及びタスクフォース等の会議のオンライン形式での実施を支持し、開催に協力した。
- ・ IFIARのグローバル監査品質(GAQ)ワーキング・グループの電話会議(リスクコール)において、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する監査リスク及びポストコロナにおける新たなリスクについて各国当局と議論・情報交換を行うなど、各ワーキング・グループ等において、新型コロナウイルス感染症に関連した内容について議論を行った。(関連:本編第5章1.(3)活動状況(P40))

## 第1章 組織

### 1. 公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第35条第1項及び金融庁設置法第6条第2項に基づき、平成16年4月に金融庁に設置された合議制の行政機関である（P48資料1-1参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び9人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち1人については常勤とすることができる。任期は3年である。（法第36条、第37条の2第1項、第37条の3第1項）

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第35条の2、第37条の4）。

平成31年4月1日に発足した第6期（平成31年4月～令和4年3月）においては、櫻井久勝会長、松井隆幸常勤委員及び非常勤委員8名の計10名の構成で活動を行っている（P50資料1-2、P51資料1-3参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

- ① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等（注）並びに日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）に対する検査等
- ② 公認会計士試験の実施
- ③ 公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議
- ④ 諸外国の関係機関との連携・協力

（注）外国監査法人等とは、外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう。

### 2. 事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第41条第1項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験課及び審査検査課で構成され、総務試験課は、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査課は、監査法人等の監査又は証明業務及び協会の事務の運営状況についての審査並びに監査法人等、外

国監査法人等及び協会に対する検査を所掌している。

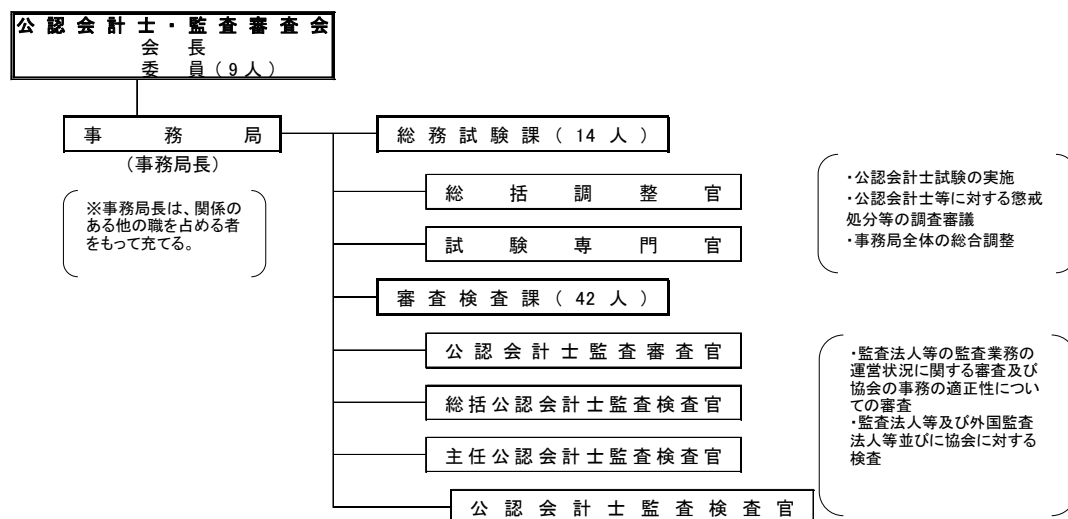
事務局の定員は、平成16年4月発足時40人であったが、その後順次増員され、令和3年度末の定員は、総務試験課14人及び審査検査課42人の計56人となっている。

《事務局の定員の推移》

(年度末ベース)

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24~27	H28~29	H30~R元	R2~3
総務試験課	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14	14	14
審査検査課	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42	43	42
総括公認会計士 監査検査官	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1
主任公認会計士 監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6	6	6
公認会計士 監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26	27	26
合計	40	41	43	47	51	55	58	57	56	56	57	56

《公認会計士・監査審査会の機構図》



(注1) 上図中( )内は、令和3年度末における定員を示す。

(注2) 令和3年4月1日より、審査会事務局の総務試験室及び審査検査室がそれぞれ課へ昇格となっている。



## 第2章 監査事務所に対する審査及び検査等

### 1. 概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成15年6月の法改正により、監査事務所に対する監視・監督の機能の充実・強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査事務所に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受け、審査等を行い、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成19年6月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

- ・協会による会員の法第2条第1項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第46条の9の2第2項）
- ・上記報告に関して行う協会、公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第46条の12第1項、第49条の3第1・2項）
- ・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第49条の3の2第1・2項）

について委任されている（法第49条の4第2・3項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P54資料2-1参照）。

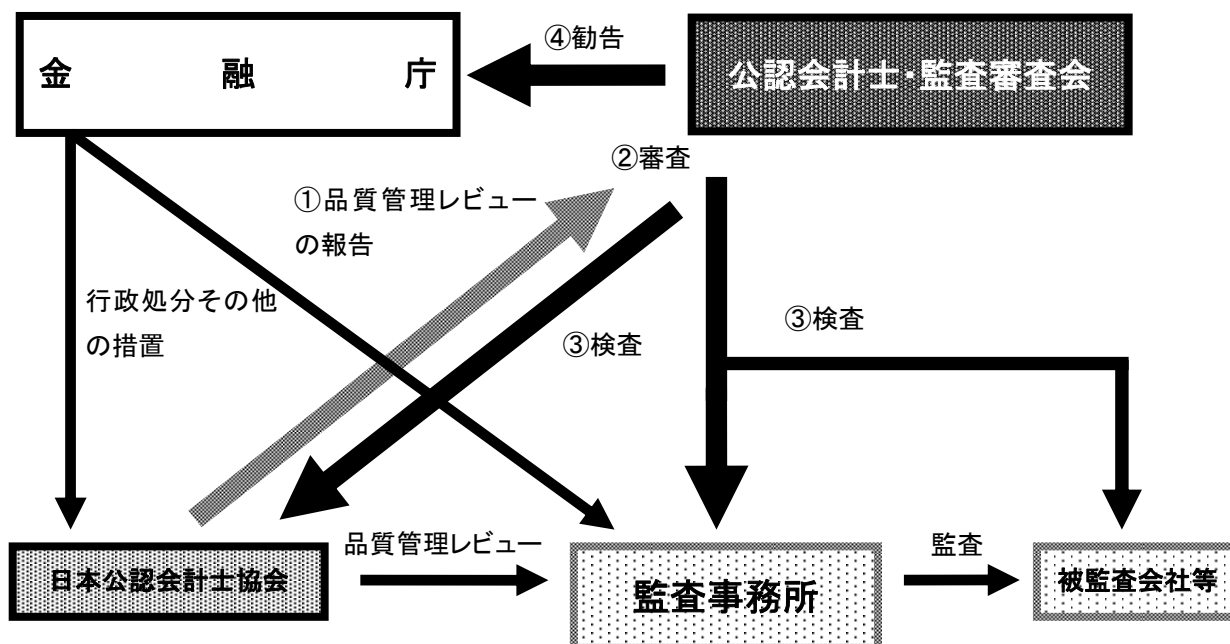
また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第41条の2）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第2条第1項の業務の運営の状況の調査を行う」（法第46条の9の2第1項）とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

《審査及び検査の概要》



① 品質管理レビューの報告

協会は原則として3年に1度（状況に応じて短縮・伸長）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

② 審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③ 検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む。）に対して検査を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

④ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P21「3.（7）イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

## 2. 監査事務所等モニタリング基本方針等

### (1) 監査事務所等モニタリング基本方針

審査会は、第5期まで（平成28年4月～平成31年3月）のモニタリング（注）の実績を踏まえつつ、監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図るという観点から、モニタリングを通じて監査事務所の行う監査の実効性の更なる向上を図るため、第6期（平成31年4月～令和4年3月）における「監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上を目指して－」を策定し、令和元年5月17日に公表した（P55資料2－2参照）。

（注） 当基本方針においては、モニタリングとは、検査を指すオンサイト・モニタリング及び報告徴収、ヒアリング、意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの両方を包含したものをいう。

#### <基本方針の概要>

##### ア モニタリングの視点

審査会は、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施し、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図る。

また、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、協会、会計監査に関係する業界団体等と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

##### イ モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所等の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

また、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、監査の品質の確保・向上に向け品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視する。

さらに、平成29年3月31日に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用している監査事務所において、ガバナンス等の経営管理態勢が業務の適正な運営の確保に資するものとなっているか、継続的にモニタリングを行う。

#### ウ オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

#### エ 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

大手監査法人（注1）については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する。

準大手監査法人（注2）については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

中小規模監査事務所（注3）については、品質管理レビューの結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

（注1）大手監査法人とは、上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人をいう。本年度報告では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。

（注2）準大手監査法人とは、大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本年度報告では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。

（注3）中小規模監査事務所とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

#### オ モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心を高めていくことが重要であるとの観点から、更に情報の充実や見直しなどを行う。

## (2) 監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定、令和3年7月9日に公表した（P62資料2-3参照）。

### <基本計画の概要>

#### ア 検査以外のモニタリングに係る基本計画

##### (ア) 報告徴収

##### A 大手監査法人及び準大手監査法人

監査法人のガバナンス・コードを踏まえ整備したガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、グローバルネットワークとの連携の状況、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握に加えて、令和3年3月期決算に係る財務諸表監査から監査報告書への記載が求められるようになった「監査上の主要な検討事項（KAM）」に係る監査の実施状況について実態把握を行う。

##### B 中小規模監査事務所

監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材、監査契約を新規に締結した経緯といった項目等を重点的に検証する。

また、検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に報告徴収により、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。

##### C 検査による指摘事項について早急に改善を要する場合

検査の結果、特に早急に改善の必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

#### (イ) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

協会の品質管理レビューは、近年よりリスクを踏まえたものとされてきている中で、品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっ

ていない監査事務所について、審査会の検査では業務運営が著しく不当と認められる事案が引き続き発生しており、今後、協会において実施される施策の実効性やその効果について検証していく。

審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実、業務管理態勢の検証の在り方等を中心に議論を行ってきており、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、具体的かつ実質的な議論を行っていく。

#### (ウ) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、そうした機会も捉え、品質管理基準等の改訂への準備・対応状況などについても把握する。

また、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促す。

さらに、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

#### イ 検査基本計画

- ・業務管理態勢や品質管理態勢が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか
- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を与えているか
- ・監査実施者が監査基準等の規程の趣旨や内容を理解した上で職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているか

の観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の規模や態様に応じた検査を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響や、その影響を踏まえた品質管理態勢及び業務管理態勢の状況、協会の監査上の取扱いなどを踏まえた監査手続の実施状況や監査意見表明の状況についても検証していく。

(ア) 大手監査法人

資本市場における役割の重要性等を踏まえ、原則として毎年検査(通常検査とフォローアップ検査を交互に実施)を実施する。フォローアップ検査においては、原則、個別監査業務に対する検証を実施しないこととし、通常検査における指摘事項に対する改善施策の検証を中心に実施する。

本事務年度においては、トップを含む経営層の認識や経営管理態勢・業務管理態勢のほか、ガバナンス態勢の運用状況、海外子会社を含むグループ監査の状況、KAMの決定過程や記載内容に係る手続等に重点をおいて検証を行う。また、品質管理基準等の改訂への対応状況等について確認を行う。

(イ) 準大手監査法人

大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられることから、それらの整備状況を注視することとし、原則として3年ごとに検査を実施する。

本事務年度においては、ガバナンス態勢の運用状況等のほか、地区事務所を含めた組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証を行う。

(ウ) 中小規模監査事務所

監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性だけでなく、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準の理解などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与、業務管理態勢を検証する。

本事務年度においては、組織の一体性などを含む業務管理態勢等のほか、監査リスクの高い上場会社等との監査契約の新規の締結におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢等の検証を行う。

### 3. 監査事務所に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第2条第1項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第2条第2項の業務）を行うことができる。

令和3年度末現在、公認会計士登録者数は33,215人である。このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は10,201人であり、30.7%を占める。監査法人数は273法人である。

(参考)

	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末
公認会計士登録者数	30,350	31,189	31,793	32,478	33,215
うち大手監査法人	11,016	10,912	10,659	10,523	10,201
監査法人数	229	236	246	258	273

#### (1) 協会による品質管理レビューの状況

##### ア 令和2年度

協会による令和2年度の品質管理レビューは56件(監査法人39件(大手2件、準大手1件)、公認会計士17件)実施されており、実施結果の状況は下表のとおりである。

《実施結果の状況(令和2年度)》

(監査事務所数)

区 分	重要な不備事項のない実施結果		重要な不備事項のある実施結果		極めて重要な不備事項のある実施結果		計
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	
監査法人	39	100.0%	—	—	—	—	39
公認会計士	13	76.4%	2	11.8%	2	11.8%	17
合 計	52	92.8%	2	3.6%	2	3.6%	56

(注) 56件中55件に改善勧告事項がある。

##### イ 令和3年度

協会による令和3年度の品質管理レビューは76件(監査法人57件(大手2件、準大手2件、公認会計士共同事務所2件を含む。)、公認会計士19件)実施されている(下表のとおり)。



《品質管理レビューの実施状況》

品質管理レビュー 実施年月	R3年						R4年		合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
品質管理レビュー 実施監査事務所数	5	11	3	15	14	9	18	1	76

令和3年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、令和4年3月31日までに、品質管理委員会で内容を承認された43件の報告が行われており、その結果の状況は以下のとおりである。

- ・重要な不備事項のある実施結果：監査法人1件

(2) 品質管理レビューに対する審査の状況

ア 審査

審査会は、協会から品質管理レビューの状況報告を受け、協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査している。

具体的には、品質管理レビューの実施状況や監査事務所に対する必要な改善措置の指導状況を確認しているほか、品質管理レビューの結果(品質管理レビューの実施結果における「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」の有無、品質管理レビューにおいて指摘している不備の内容等)や、監査事務所が協会に提出した改善計画書の内容等を分析している。

審査会では、これらの分析結果等を踏まえ、検査の必要性等を検討しているほか、協会との意見交換(P23「5. 関係機関との連携 (2) 協会との連携」を参照)を実施している。

なお、審査においては、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関から得た情報も活用している。

イ 令和2年度の品質管理レビューの分析結果

協会が令和2年度に実施した品質管理レビューに対する審査を実施した結果、

- ・リスク・アプローチを強化するために、監査事務所に対する過去の品質管理レビューの結果や、レビュー対象とする個別監査業務の選定段階におけるリスク評価を考慮して品質管理レビュー計画を立案していること
- ・レビュー対象とする個別監査業務の選定数の増加に伴い、前回のレビューに比して往査日数の増加やレビューアーの増員を行っていること
- ・レビュー開始後も把握したリスク情報に応じて、レビュー期間を延長

するなどの対応を行っていること  
 ・個別監査業務の指摘を単なる文書化の不備にとどめずに、不備の実態を踏まえ監査手続上の指摘としている事例が増えてきていること  
 など、前年度に引き続き、品質管理レビューの質の向上が図られている状況がみられた。

### (3) 監査事務所に対する報告徴収の状況

#### ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対する継続的報告徴収

令和3事務年度においては、全ての大手監査法人及び準大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した(令和3年7月及び9月に実施)。また、報告徴収により得られた情報を用いて、検査対象となる監査法人の実態を事前に分析するとともに検査実施上の着眼点抽出の参考とするなど、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人及び準大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

#### イ 中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「令和3事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」(P62資料2-3参照)に基づき、中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証及び経営管理態勢等の実態把握を行う必要があると認められた43監査事務所に対して報告徴収を実施した(令和3年8月に実施)。

#### 《中小規模監査事務所への報告徴収実績》

	令和2事務年度報告徴収実績		令和3事務年度報告徴収実績	
	報告徴収実施先数	令和元年度品質管理レビュー実施先数	報告徴収実施先数	令和2年度品質管理レビュー実施先数
監査事務所	65	80	43	55
監査法人(注)	43	54	34	38
個人事務所	22	26	9	17

(注) 公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、令和2年度の品質管理レビューの結果を受理した中小規模監査事務所のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定している。

#### ウ 検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

令和 3 事務年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち 1 件に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。加えて、検査の結果、早急に改善をする必要があると認められた監査事務所 1 件に対して速やかな改善を促すため、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、指摘事項に対する改善計画や改善状況に係る検証を行った。

#### (4) 監査事務所に対する検査の状況

令和 3 事務年度の検査は、検査基本計画（前掲 2. (2) イ参照）に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の態様に応じ実施している。

大手監査法人については、通常検査 2 法人及びフォローアップ検査 2 法人に対し実施した。

準大手監査法人については、原則として 3 年に 1 度検査を実施することとしており、具体的には、1 法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとしており、具体的には、4 法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明を行うとともに、業務の適正な運営を確保する主体である監査事務所自らの行動を促すことに資するよう検証を行った。

#### 《直近 5 年間の検査の実施状況（着手ベース）》（令和 4 年 3 月 31 日現在）

事務年度 (7月～翌年6月)	H29	H30	R元	R2	R3
大手監査法人	4	4	4	4	4
準大手監査法人	2	1	2	2	1
中小規模監査事務所	3	5	3	4	4
外国監査法人	0	0	1	0	0
合計	9	10	10	10	9

(注) 令和 3 事務年度検査については、令和 4 年 3 月 31 日までに着手したものを計上している。

#### (5) 検査結果

平成 28 事務年度の検査から、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に基づき、5 段階に区分した総合評価を検査結果通知書に記載している（外国監査法人検査及びフォローアップ検査を除く。）。総合評価の詳細については、モニタリングレポートを参照のこと。

なお、総合評価の明確化を目的として、令和3事務年度に着手する検査から、各評価区分の文言について、以下のとおり変更を行っている。

《総合評価に係る評価文言の明確化》

区分	変更前	変更後
1	<p><b>「概ね妥当であると認められる」</b> 業務運営が良好と認められる場合。例えば、品質管理態勢及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。</p>	<p><b>「良好であると認められる（総合評価：1）」</b> 業務運営が良好と認められる場合。例えば、<u>業務管理態勢・品質管理態勢</u>及び個別監査業務の状況に不備がほとんど認められない場合。</p>
2	<p><b>「妥当でない点が認められる」</b> 改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。</p>	<p><b>「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」</b> 改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に不備が認められるものの、重要な問題はない場合。</p>
3	<p><b>「妥当でないものと認められる」</b> 業務運営が良好でない<u>と認められる</u>場合。例えば、業務管理態勢や品質管理態勢、又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。</p>	<p><b>「改善すべき重要な点があり良好であると認められない（総合評価：3）」</b> 業務運営が良好<u>である</u>とは認められない場合。例えば、業務管理態勢・品質管理態勢又は個別監査業務の状況に改善すべき重要な問題がある場合。</p>
4	<p><b>「妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」</b> 業務運営が良好でない<u>と認められ</u>、特に早急な改善が必要な場合。</p>	<p><b>「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」</b> (左記のまま変更なし)</p>
5	<p><b>「著しく不当なものと認められる」</b> 品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合。</p>	<p><b>「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」</b> (左記のまま変更なし)</p>

(注) 今回の変更は、評価文言等の表現ぶりについてのみの変更であり、評価する際の基準を変更するものではない。

《平成 28～令和 3 事務年度検査における総合評価の状況》

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

区分	大手監査法人、準大手監査法人	中小規模監査事務所
1	-	-
2	12	3
3	8	6
4	0	6
5	0	6

(注) 令和 3 事務年度検査については、令和 4 年 3 月 31 日までに検査結果通知書を交付したものを計上している。令和 3 事務年度全体を踏まえた総合評価の状況については、令和 4 年版モニタリングレポートにおいて記載を予定している。

(6) 金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査を実施した結果、仁智監査法人の運営が著しく不当なものとして認められたことから、金融庁長官に対し、法第 41 条の 2 の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう、令和 4 年 1 月 21 日に勧告した(P77 資料 2-4、P78 資料 2-5 参照)。

(7) 外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア 外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等の状況は下表のとおり。

《外国監査法人等の状況》

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	9
中南米	1	1
欧州	15	56
アジア・大洋州	10	27
中東	1	1
計	29	94

#### イ 外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（P81 資料 2-6 参照）に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（P84 資料 2-7 参照）においては、原則として 3 年に 1 度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

#### ウ 外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針に基づき、令和 3 事務年度において、14 か国・地域の 35 外国監査法人等に対して報告徴収を実施した。

（注）情報交換枠組みについては、P44「第 5 章 2. 二国間での協力」を参照。

### 4. 審査及び検査等に係る情報発信

#### （1）「令和 3 年版モニタリングレポート」の作成・公表

審査会は、監査及び会計の専門家だけでなく、市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況について分かりやすい形で情報提供するため、平成 28 年から「モニタリングレポート」を作成し、毎年公表している。

令和 3 年 7 月 9 日に公表した令和 3 年版モニタリングレポートの全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」の「モニタリングレポート」から閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20210709/20210709-2.html>)

なお、英語版は令和 4 年 3 月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/english/oversight/20220318/20220318-1.html>)

## (2) 「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

### ア 検査結果事例集の作成・公表

審査会は、審査会としての監査の品質の期待水準を提示し、監査事務所による監査の品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促すとともに、上場会社等の取締役・監査役等や投資者等の市場参加者に対する参考情報を提供することを目的として、監査事務所に対する検査における指摘事例を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年改訂・公表している。

令和3年7月9日に公表した「監査事務所検査結果事例集（令和3事務年度版）」の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から閲覧できる。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20210709/20210709-3.html>)

なお、英語版は令和4年3月に公表した。

(<https://www.fsa.go.jp/cpaob/english/oversight/20220318/20220318-2.html>)

### イ 検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、協会が実施する研修会等における会長や委員の講演に併せて、検査官による検査結果事例集についての説明等を行っている。

令和3事務年度においては、監査の品質の確保・向上に向けた監査事務所における自主的な取組の促進のため、協会本部及び全国六つの協会地域会において講演を行った。

また、本事例集を参考にすることにより、被監査会社における会計監査人とのコミュニケーションが積極的に行われるよう、日本監査役協会や日本内部監査協会において講演を行った。

さらに、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会や日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に改訂のポイント等を掲載するなど、内容の周知を図った。

## 5. 関係機関との連携

監査の品質の確保・向上を図るためには、監査事務所に対するモニタリングだけでなく、監査に関係する機関とも連携し、監査事務所をめぐる課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び金融商品取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

### (1) 金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の監督・検査

等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について金融庁関係部局及び証券取引等監視委員会と情報共有、意見交換を行い、加えて、こうした成果をモニタリングに活用した。また、監査法人の検査結果について金融庁関係部局と情報共有を行った。

## (2) 協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上等を目的として、モニタリングを通じて把握した問題点等について、審査会検査官とレビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有や連携強化に取り組んでいる。

令和3事務年度においては、モニタリングを通じて把握した品質管理レビュー制度や監査事務所に関する問題点のほか、品質管理レビューの実効性向上策、令和2年7月から適用されている新たな品質管理レビュー制度の運用状況について意見交換等を実施した。

## (3) 金融商品取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した監査人と被監査会社とのコミュニケーションの状況や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている金融商品取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

## (4) 日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、企業のガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を検査等において検証してきたところである。

監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきていることから、審査会は、日本監査役協会と、監査法人の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題、監査上の主要な検討事項（KAM）に関する対応等について令和3年10月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。



## 6. 令和3事務年度の課題に対する取組

### (1) ガバナンス等の経営管理態勢の検証

トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなど、監査の品質を持続的に向上させるために重要な、経営層のコミットメントについて検証を行った。

併せて、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況を検証した。

その結果、大手監査法人及び準大手監査法人において、独立性を有する第三者を含む監督・評価機関が、法人として必要な対応について助言・指示を行っているなど、その知見の活用を図っている状況がみられた。

### (2) 監査をめぐる動向を踏まえた状況の検証・把握

#### ア 海外子会社に係るグループ監査

海外子会社に係るグループ監査については、監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状況などについて検証を行った。

その結果、海外子会社の監査人が実施したリスク対応手続の適切性を十分に評価していない事例や、海外子会社の監査人によるリスク評価への関与が不十分な事例のほか、海外子会社の監査人とのコミュニケーションを十分に行っておらず、詳細な手続の指示を実施していない事例がみられた。

#### イ 監査契約の新規の締結

近時、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所に監査人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又は監査リスクの高いと思われる上場会社との監査契約を新規に締結した監査事務所について、当該監査契約に係るリスク評価とその対応の適切性に加え、当該監査契約の締結経緯や、当該監査契約が監査事務所全体の監査の品質に及ぼす影響について検証を行った。

その結果、監査リスクが高いことを認識していながら、経営者の誠実性を十分に評価していない事例や、監査契約の新規の締結の検討において、前任監査人との引継により把握した内容を踏まえた検討を行っていない事例がみられた。

#### ウ ITを活用した監査やサイバーセキュリティ対策

企業活動の複雑化・多様化・高度化や、監査事務所における「働き方改革」などに伴い、効率的・効果的な監査を実施するため、ITの活用は一層進展してきている。なお、多くの監査事務所では、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、在宅や事務所において監査業務を行う「リモート監査」を実施している。

また、監査事務所においても、サイバー攻撃による情報漏えい等のリスクは高まっており、サイバーセキュリティ対策は重要となっている。

審査会では、これらに関する監査事務所における取組状況について、モニタリングにより把握を行った。モニタリングにより把握した、監査事務所における取組状況の詳細については、モニタリングレポートを参照のこと。

#### (3) 品質管理基準等の改訂への対応

我が国の品質管理基準については、国際的な品質管理に関する基準（ISQM1、ISQM2 及び ISA220）の改訂等を踏まえ、企業会計審議会において検討が行われ、令和3年11月16日に「監査に関する品質管理基準」の改訂が行われた。審査会検査において、各監査事務所における当該改訂への準備・対応状況を確認したところ、プロジェクトチームを立ち上げ、必要な態勢整備についての検討を行っている状況がみられた。

また、当該改訂による監査事務所の品質管理に対する影響等を踏まえ、審査会によるモニタリングの内容、実施方法等について、見直しの検討を開始した。

#### (4) 検査以外のモニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するため、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を実施した。また、金融庁関係部局、金融商品取引所及び日本監査役協会等と適時に意見交換を行うとともに、既述の監査事務所に対する報告徴収を実施した（P17「3.

(3) 監査事務所に対する報告徴収の状況」を参照)。また、収集した情報及び分析結果は、業界動向の把握や検査実施上の着眼点の抽出の参考とするなど、有効に活用した。

#### (5) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対する検査等を通じて、協会の品質管理レビューの有効性に関し検証を行っており、そこで把握した問題等を協会と共有し、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促している。

平成27事務年度からは、審査会と協会との実務担当者レベルによる検討会において、品質管理レビューの課題等に関して双方向での議論を継続し

で行っている。同検討会での議論等を踏まえ、協会はレビュー計画の弾力的な運用、リスクを踏まえた個別監査業務の選定などを行ってきている。

令和3事務年度においては、令和2年7月から適用している新たな品質管理レビュー制度の運用状況についても同検討会で議論を行った。

また、同検討会では、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に議論を行っている。審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するよう更に議論を進めているところである。

#### (6) 情報発信の強化

令和3年版モニタリングレポートにおいて、審査会におけるモニタリングの結果や監査事務所の状況のほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対応やKAMの対応状況などを反映させた。また、市場関係者だけでなく広く一般のより幅広い層に対して会計監査の理解が深まるように記載内容を見直すとともに、各界関係者への説明会、関係雑誌等への寄稿など積極的な情報発信に努めた。

#### (7) モニタリング実施態勢の充実

審査会のモニタリングが、上記に掲げた監査事務所をめぐる課題や会計実務の国際化の状況などに適切に対応していくためには、人材確保、情報収集・分析の強化などモニタリング実施態勢の充実を図ることが重要である。令和3事務年度においても、引き続き国際会議等への職員の積極的な参加などを通じた人材育成を促進したほか、モニタリングに必要な専門知識等の習得を目的とした研修を実施した。

#### (8) モニタリング実施方法の見直し

監査事務所に対する審査会のモニタリングが、審査会・監査事務所の双方にとってより効率的で実効性のあるものとなるよう、その実施方法について、引き続き見直しを行った。既に、令和2事務年度の手・準大手監査法人に対する検査において、Web会議システムを利用したヒアリングを行うとともに、オンラインにより一部の監査法人の電子監査調書を閲覧するなど、オンラインによる方法を活用していたが、令和3事務年度においては、中小規模監査事務所に対する検査においても、Web会議システムを利用したヒアリングを実施した。今後も、モニタリングの実施方法や内容等の見直しについては、継続的に取り組んでいく。

## 第3章 公認会計士試験の実施

### 1. 概説

#### (1) 試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第5条）ものであり、審査会が、毎年1回以上行うこととされている（法第13条第1・2項）。

現行の試験制度は、平成15年の法改正において、試験の質を確保しつつ社会人を含めた多様な人材が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成18年試験から実施されている。

平成15年法改正による主な見直しの内容

- ①試験体系の簡素化
- ②試験科目の見直し
- ③一定の要件を満たす実務経験者、会計専門職大学院修了者などに対する試験科目の一部免除の拡大
- ④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から2年間における短答式試験の免除制度の導入
- ⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から2年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験の実施に関する事務は審査会が行っているが、試験監督等は各財務局長等に委任している（法第49条の4第5項、同法施行令第36条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第38条第1・2項）。

#### (2) 現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P97資料3-1参照）。

##### ア 短答式試験

- ・ 実施回数・時期  
年2回（例年、12月上中旬、5月下旬）
- ・ 試験科目

必須 4 科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

合格基準

総点数の 70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1 科目につき、その満点の 40%の得点を満たさず、かつ、原則として答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は、不合格となることがある(注)。

(注) 令和 2 年試験までは、総点数が合格基準に達していたとしても、1 科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることとしていた。

《過去の合格基準》

H29 年		H30 年		R 元年		R2 年		R3 年	R4 年
第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	第 I 回	第 II 回	—	第 I 回
71%	64%	70%	64%	63%	63%	57%	64%	62%	68%

(注) 平成 29 年第 I 回、30 年第 I 回及び第 II 回、令和元年第 I 回、2 年第 II 回は、1 科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。令和 3 年、4 年第 I 回は、1 科目につき、その満点の 40%の得点を満たさず、かつ、答案提出者の下位から遡って 33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は不合格。

短答式試験科目の全部又は一部免除

大学等において 3 年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者は、申請により、短答式試験の免除を受けることができる。また、短答式試験合格者は、申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

さらに、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等については、申請により、試験科目の一部の免除を受けることができる。

《令和 3 年度の免除件数》

全科目免除	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	13 件
	司法試験合格者	87 件
	短答式試験合格者（平成 31 年又は令和 2 年試験のみ）	1,647 件
一部科目免除	税理士資格取得者等	69 件
	会計専門職大学院修了者	152 件
	会計又は監査に関する実務経験者	20 件

## イ 論文式試験

- 実施回数・時期

年1回（例年、8月中下旬）

- 試験科目

必須4科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち1科目

- 合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお、論文式試験は、1人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

### 《過去の合格得点比率》

H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
52.0%	52.0%	52.0%	51.8%	51.5%

（注）1科目につき得点比率が40%未満のもののある者は不合格。

### 《合格者等の推移》

	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年
願書提出者	11,032人	11,742人	12,532人	13,231人	14,192人
論文式合格者	1,231人	1,305人	1,337人	1,335人	1,360人
最終合格率	11.2%	11.1%	10.7%	10.1%	9.6%

（注）願書提出者数は、第I回、第II回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

- 論文式試験科目の一部免除

大学等において3年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等については、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

また、論文式試験のうち一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を論文式試験一部科目免除資格取得者としている。

《令和3年度の免除件数》

商学、法学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	14件
司法試験合格者	87件
不動産鑑定士試験合格者	4件
税理士資格取得者	11件
論文式試験一部科目免除資格取得者（令和元年又は令和2年試験のみ）	579件

(3) 受験願書等のインターネット受付

受験者等の利便性向上のため、公認会計士試験の受験願書の提出等の手続について、平成29年第I回短答式試験からインターネット受付サービスを導入している。

令和3年以降試験の願書受付件数に占めるインターネット受付件数の割合は8割を超えている。

《インターネット受付サービスの利用状況》

		願書受付件数 (a)	うち、インターネット受付件数 (b)	利用率 (b/a)
H29年	第I回	7,818件	3,470件	44.4%
	第II回	8,214件	3,700件	45.0%
H30年	第I回	8,373件	5,157件	61.6%
	第II回	8,793件	5,313件	60.4%
R元年	第I回	8,515件	6,280件	73.8%
	第II回	9,531件	6,787件	71.2%
R2年	第I回	9,393件	7,313件	77.9%
	第II回	10,191件	7,707件	75.6%
R3年	—	14,192件	11,868件	83.6%
R4年	第I回	12,719件	11,347件	89.2%
	第II回	14,958件	13,462件	90.0%

2. 公認会計士試験の実施状況

(1) 試験実施における新型コロナウイルス感染症対策

試験の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症対策として、体調不良の受験者（発熱のある者を含む。）に対して受験を控えるよう要請を行うとともに、試験場入場前の検温の実施、試験場におけるマスクの着用、密の回避の徹底及び試験室の換気等を講じた（P98資料3-2）。

(2) 令和3年公認会計士試験

令和3年公認会計士試験の実施スケジュールは、以下のとおりである。

《令和3年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
短 答 式	令和3年 2月5日	令和3年 2月25日	令和3年5月23日	令和3年6月18日
論 文 式	—		令和3年8月20日 ～22日	令和3年11月19日

令和2年公認会計士試験の日程を変更（第Ⅱ回短答式試験を5月から8月に、論文式試験を8月から11月に変更）したことに伴い、従来年2回実施している短答式試験を、令和3年5月に一本化して実施した。

《試験結果の概要》

区 分	令和3年試験	(参考)令和2年試験
願書提出者(a)	14,192 人	13,231 人
短答式試験受験者	12,260 人	11,598 人
短答式試験合格者(b)	2,060 人	1,861 人
短答式試験免除者(c)	1,932 人	1,931 人
論文式試験受験者(b+c)	3,992 人	3,719 人 <sup>※</sup>
最終合格者数(d)	1,360 人	1,335 人
合格率(d/a)	9.6%	10.1%

※試験実施日の変更により、事前に受験を見送った者 73 人を除いた人数

ア 願書提出者

令和3年公認会計士試験の願書提出者は、14,192人となっており、前年の13,231人に比べ961人（7.3%）増加した。



イ 短答式試験合格者

- ・短答式試験受験者

12,260 人

- ・短答式試験合格者

2,060 人

(P100 資料 3 - 3 参照)

ウ 論文式試験合格者（最終合格者）

- ・論文式試験受験者 3,992 人

うち令和 3 年の短答式試験合格者 2,060 人

短答式免除者 1,932 人

- ・最終合格者 1,360 人

(合格率 9.6% (最終合格者数/願書提出者数))

(論文式試験合格率 34.1% (最終合格者数/論文式受験者数))

(P101 資料 3 - 4 参照)

合格者を年齢別にみると、25 歳未満が全体の 65.1%を占め、平均年齢は 24.5 歳であった（最高年齢は 60 歳、最低年齢は 19 歳）。

また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 924 人（構成比 67.9%）、「会社員」が 111 人（構成比 8.2%）であった。

女性の合格者は 297 人（構成比 21.8%）となっている。

なお、論文式試験一部科目免除資格取得者（注）は 527 人（属人ベース）となった。

（注）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 56.0%。

(3) 令和4年公認会計士試験

令和4年公認会計士試験の実施スケジュールは以下のとおりである。

《令和4年公認会計士試験実施スケジュール》

区 分	願書受付 開 始	願書受付 締 切	試験期日	合格者発表
第 I 回 短 答 式	令和3年 8月27日	(インターネット出願) 令和3年9月16日	令和3年12月12日	令和4年1月21日
		(書面による出願) 令和3年9月10日		
第 II 回 短 答 式	令和4年 2月1日	(インターネット出願) 令和4年2月24日	令和4年5月29日	令和4年6月24日
		(書面による出願) 令和4年2月18日		
論 文 式		—	令和4年8月19日 ～21日	令和4年11月18日

令和4年公認会計士試験の実施に当たっても、令和2年及び3年公認会計士試験と同様に新型コロナウイルス感染症対策を講じる予定である。

〈令和4年第I回短答式試験（令和3年12月12日実施）結果の概要〉

- ・ 願書提出者 12,719人
- ・ 答案提出者 9,949人
- ・ 合格者 1,199人

(P109 資料3－5 参照)

〈令和4年第II回短答式試験の出願状況〉

- ・ 願書提出者 14,958人

3. 公認会計士試験に係る情報発信等

令和3事務年度金融行政方針において、「大学生、高校生向けの講演をはじめ、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための広報活動等を日本公認会計士協会と適宜連携して実施する。」となっていることを踏まえて、審査会では、主に大学生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、会長・常勤委員等が、全国の大学等において、公認会計士の社会的役割や活躍領域の拡大、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っている。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の対面形式での講演が制限される中、オンライン形式も併用することによ

り、大学 15 校で講演を実施した（P110 資料 3－6 参照）。また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を引き続き行っている（P101 資料 3－4、P109 資料 3－5 参照）。

#### 4. 今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

試験実施に当たっては、試験問題の作成・採点や全国各地の試験会場の適切な運営など一連の試験業務に万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験の合格判定基準・配点の公表や受験者への成績通知等、積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

昨今の状況を踏まえた具体的な課題への取組は、以下のとおりである。

##### （1）自然災害を踏まえた試験運営

近年の自然災害の多発化・激甚化を踏まえ、これらの影響により、当日の試験実施が困難となる場合を想定した検討・準備を行った。

##### （2）受験願書等に係るインターネット受付の利便性向上

受験者の利便性向上に向け、令和 7 年第 I 回短答式試験から、インターネット受付サービスにおける各種書面手続きのオンライン化の拡充等を実施する予定である。

##### （3）公認会計士試験受験者増への取組

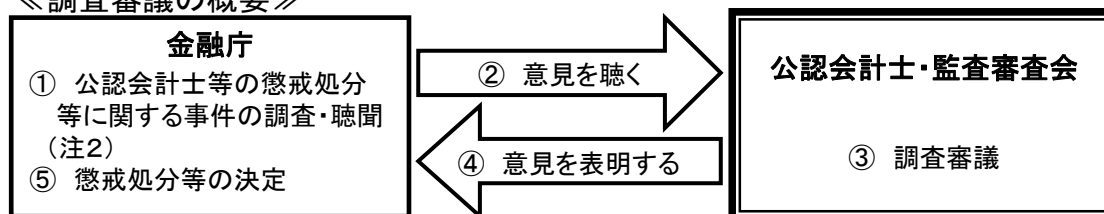
願書提出者の増加傾向を持続するため、資本市場における会計・監査の重要性、公認会計士の使命、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学・高等学校等における講演活動等を積極的に行うなど、公認会計士試験受験者の裾野拡大に向けての広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

## 第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

### 1. 制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

#### 《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

### 2. 事案の概要

令和3年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は2件であり、その概要は以下のとおりである。

#### 《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第413回審査会（令和3年6月24日）	公認会計士5名
事案2	第430回審査会（令和4年3月24日）	公認会計士4名

#### 事案1

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（5名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和3年7月2日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・ 公認会計士 A  
業務停止4月 (令和3年7月6日から令和3年11月5日)
- ・ 公認会計士 B  
業務停止3月 (令和3年7月6日から令和3年10月5日)
- ・ 公認会計士 C  
業務停止2月 (令和3年7月6日から令和3年9月5日)
- ・ 公認会計士 D  
業務停止1月 (令和3年7月6日から令和3年8月5日)
- ・ 公認会計士 E  
業務停止1月 (令和3年7月6日から令和3年8月5日)

2. 処分理由

上記5名の公認会計士は、財務大臣から税理士法(昭和26年法律第237号)の規定に基づく税理士業務の停止処分(A公認会計士8月、B公認会計士1年6月、C公認会計士4月、D公認会計士3月、E公認会計士2月)を受けた。

当該事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

**事案2**

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士(4名)に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和4年3月31日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

- ・ 公認会計士 A  
業務停止3月 (令和4年7月1日から令和4年9月30日)
- ・ 公認会計士 B  
業務停止1月 (令和4年7月1日から令和4年7月31日)
- ・ 公認会計士 C  
業務停止3月 (令和4年7月1日から令和4年9月30日)
- ・ 公認会計士 D  
業務停止1月 (令和4年4月4日から令和4年5月3日)

## 2. 処分理由

上記 4 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の規定に基づく税理士業務の停止処分（A 公認会計士 7 月、B 公認会計士 6 月、C 公認会計士 1 年 3 月、D 公認会計士 6 月）を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

## 第5章 諸外国の関係機関との協力

### 1. 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

#### （1）設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成14(2002)年以降、世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIARの活動目的については、平成20(2008)年9月の第4回ケープタウン本会合（Plenary Meeting）で、憲章（Charter）の一部として以下の①～③が定められた。さらに、平成25(2013)年4月の第13回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIARを通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成27(2015)年1月、IFIARの本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成28(2016)年4月の第16回ロンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成29(2017)年4月に、事務局が開設された。

## (2) 組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、令和 4(2022)年 3 月末時点での加盟国数は 54 か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合において行われる。本会合は、令和 3(2021)年 4 月まで 21 回開催されている (P111 資料 4-1 参照)。令和 3(2021)年 4 月の第 21 回本会合は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインでの開催となった。

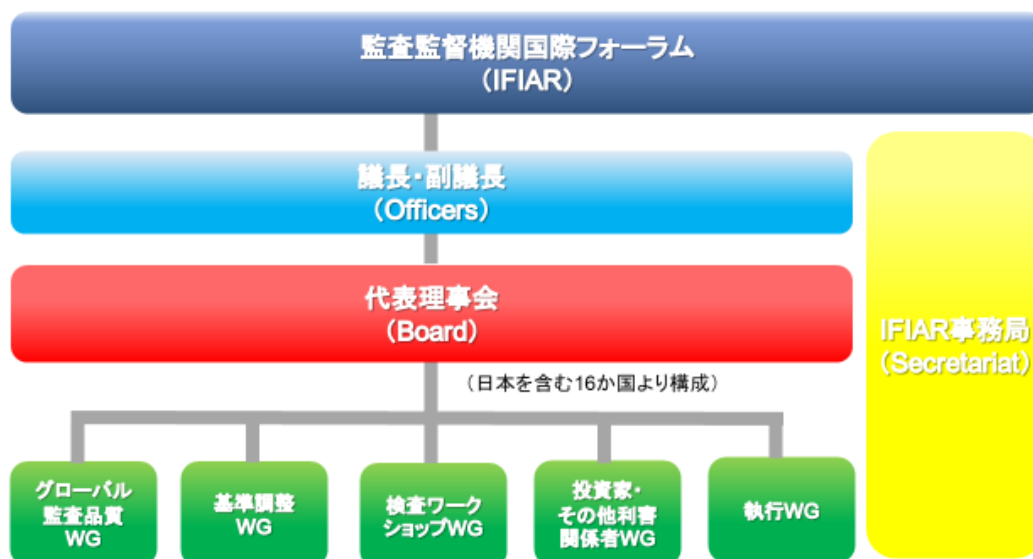
議長職及び副議長職については、IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和 4(2022)年 3 月末現在、議長国は米国、副議長国は日本が務めている (後述)。

平成 29(2017)年 4 月には、前述の常設の事務局とともに、新たに日本を含む 15 当局から構成される代表理事会 (IFIAR Board) が設置され (後述)、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、令和 4(2022)年 3 月末現在、5 つのワーキング・グループ (WG) が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の (3) イにおいて述べる。

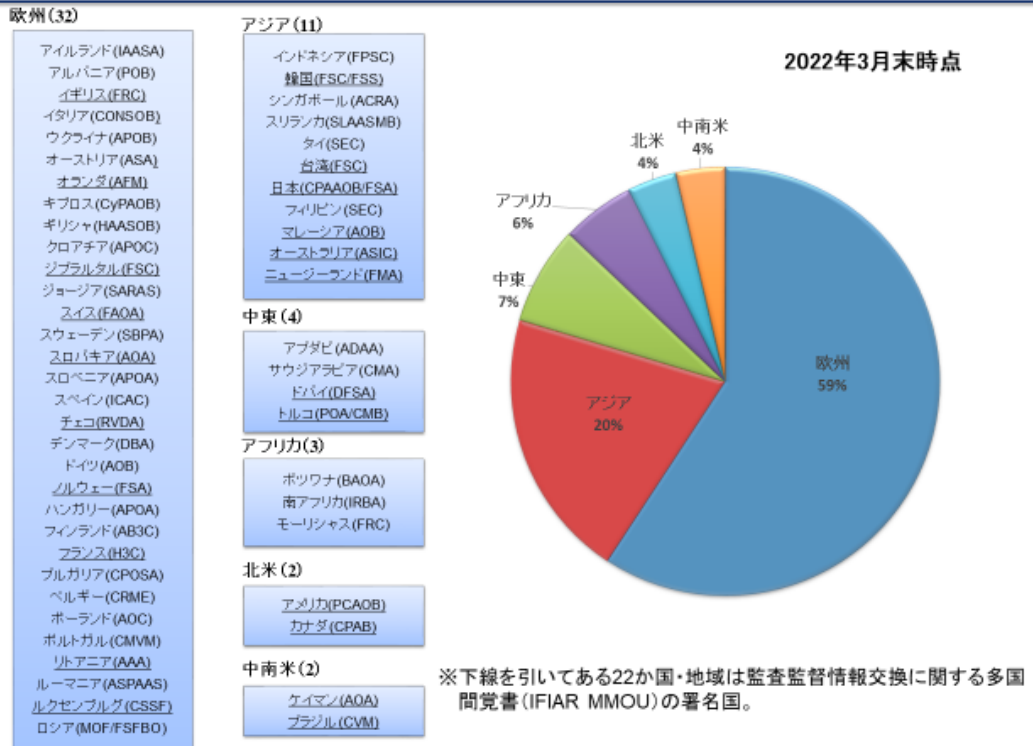
IFIAR組織図

2022年3月末時点





IFIAR加盟メンバー構成 54か国・地域



(3) 活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第21回本会合 (オンライン形式)

令和3(2021)年の第21回本会合は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、4月19日から21日までの日程でオンライン形式により開催された。

当該会合では、IFIAR 正副議長、代表理事の選挙が行われたほか、従前の3か年戦略プランに代わる新たな5か年戦略プランが承認された。また、新型コロナウイルス感染症による影響への対応や監査品質の持続的な向上を促進するための取組、新たな国際品質管理基準 (ISQM1) の適用開始に備えた監査監督上の対応等について議論が行われた (P112 資料4-2 参照)。

なお、通常、本会合において実施している6大監査ネットワーク (注) のCEO とのセッションについては、令和3(2021)年9月から10月にかけて別途オンライン形式にて開催され、各ネットワークにおけるポストコロナを見据えた対応、新たな国際品質管理基準 (ISQM1 等) の適用に向けた対応の進捗状況、戦略上の優先課題等について議論が行われた。

(注) 6大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton を指す。

(イ) IFIAR 副議長に選出

令和3(2021)年4月の本会合において、副議長の選任手続きを実施した結果、金融庁総合政策局参事官 兼 IFIAR 戦略企画室長が、副議長に選出された(資料 P116 資料4-3参照)。任期は、令和3(2021)年4月21日から第23回本会合までの約2年間となる。アジアからの副議長就任は、IFIAR 設立後、初である。日本は、副議長国として IFIAR の組織運営への参画をより一層強めた。

(ウ) 代表理事会

平成27(2015)年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(理事会)による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成29(2017)年4月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事(Nominated member)8当局及び選出理事(Elected member)最大8当局の最大16当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続(ポイント方式)に従い、平成29(2017)年4月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和3年(2021)年4月の本会合において指名理事に再選された(任期は4年間)。

代表理事会においては、IFIAR の戦略プランや業務運営等に関する議論を行っている。令和3(2021)年度においては、4月、6月、9月、12月、令和4(2022)年2月にオンライン形式で開催された。

(エ) 検査指摘事項報告書

平成24(2012)年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

10回目となった2021年調査(P117 資料4-4参照)には、52当局が参加した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の検査指摘率を集計しており、初年度の2014年調査の47%から減少傾向が続き、2021年調査では30%となっている。

《メンバー当局全体の検査指摘率の推移》

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
47%	43%	42%	40%	37%	33%	34%	30%

(オ) 「監査市場における国際的に関連する取組」の公表

令和元(2019)年5月、欧州における監査改革の気運の高まりを受けて、IFIAR加盟国・地域内における同様の議論の動向を把握するため、監査市場に関するタスクフォース(IRDAM TF: Internationally Relevant Developments in the Audit Market TF)が設立された。令和3(2021)年7月、各国・地域の監査制度改革に関する取組状況や知見を共有することを目的として、メンバー当局の監査市場・規制に係る取組の動向をとりまとめた報告書「監査市場における国際的に関連する取組」を公表した(P122資料4-5参照)。本報告書は、①監査人の選任・継続監査期間、②共同監査、③監査業務と非監査業務の提供、④監査関連情報の透明性、⑤監査法人のガバナンス・文化の5つの分野に関する各メンバー当局の取組について、サーベイ結果を基にまとめたもので、日本は、監査関連情報の透明性に関するプロジェクトを主導した。

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質(GAQ)ワーキング・グループ

6大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和3(2021)年度は、10月26日から11月11日の間の8日間、及び令和4(2022)年3月15日から4月13日の間の8日間、オンライン形式で会合を開催し、検査指摘率の削減や監査品質に係る補完的な指標開発に加え、各ネットワークのISQM1及びISQM2適用の準備状況、新型コロナウイルス感染症対応のフォローアップ等について議論が行われた。

また、検査指摘率の削減にも取り組んでおり、全IFIARメンバー国の約半数が参加し、令和元(2019)年の32%から、令和5(2023)年までの4年間で25%削減し、2023年の指摘率を24%以下にすることを目標としている。なお、平成27(2015)年から令和元(2019)年にもWGメンバー10か国のみで削減に取り組んだが、現在は令和元(2019)年から参加国を増やした新たな取組みの最中であり、中間点となる令和3(2021)年の指摘率は29%となった。

さらに、監査人が現在直面しているリスクや、マクロ経済環境等将来的に監査に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成

27(2015)年9月より、リスクに関する電話会議（リスクコール）を開催している。我が国は第6回（平成30(2018)年11月）から米国に替わり議長を務めており、第9回（令和3(2021)年12月）は、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する監査リスク及びポストコロナにおける新たなリスクについて議論を行った。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

(ウ) 検査ワークショップ・ワーキング・グループ

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している（P125 資料4-6参照）。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第16回検査ワークショップは、令和4(2022)年3月22日から24日の日程で、オンライン形式で開催され、日本を含め50か国・地域から約380人の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から主任検査官1人をパネリストとして派遣し、米国等6か国とともに新型コロナウイルス感染症禍の監査への影響に係るプレゼンテーションを実施した。

(エ) 投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットをIFIARに還元することを目的としており、IFIAR 本会合における投資家・その他利害関係者の代表者との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ（Advisory Group）が設置されており、我が国からは清原健弁護士（清原国際法律事務所）がメンバーとなっている。

(オ) 執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ及び執行サーベイを軸として活動している。

#### (4) 日本 IFIAR ネットワーク

我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIAR との関係強化、IFIAR 事務局の活動支援及び我が国における監査の品質に関する意識向上を図り、IFIAR が目指すグローバルな監査の品質の向上に貢献することを目的として、平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立された（P126 資料 4-7 参照）。

日本 IFIAR ネットワークは、IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、IFIAR 事務局に対する我が国の監査に関する議論の提供及び IFIAR 要人や審査会又は金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR の取組の紹介を中心に活動している。

令和 3(2021)年 6 月には第 5 回総会が開催され、ネットワーク会員から各ステークホルダーによる監査の品質の確保・向上に関する取組について報告があった。審査会及び金融庁からは、IFIAR 副議長就任や最近の活動について報告を行った。また、日本 IFIAR ネットワークの更なる機能向上に向けた議論を行った。さらに、同年 5 月から 10 月において IFIAR ネットワーク会員向けにオンデマンド配信によって開催された「IFIAR シンポジウム」では、IFIAR 議長を招いた基調講演や、高品質な監査に関するパネルセッションへの参加を通じ、IFIAR の活動等について様々なステークホルダーに広く発信した。

## 2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み（注）の締結及び監査の審査・検査活動に資するため、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

令和 3(2021)年 6 月 10 日には、審査会及び金融庁は、スイス連邦監査監督庁との間で監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡にて、両国の監査監督当局が、外国監査法人等に対する監査監督（報告徴収及び検査等）について、相互に依拠できることを確認（P127 資料 4-8 参照）した。

（注）日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB : Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB : Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM : the Netherlands Authority for the Financial Markets) ※
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF : the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- ・英国財務報告評議会 (FRC : Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C : Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)
- ・中国財政部 (MoF : Ministry of Finance)
- ・スイス連邦監査監督庁 (FAOA : Federal Audit Oversight Authority) ※

※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

### 3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした中、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、イノベーションの進展や気候変動リスクに関連した将来的な監査の在り方に関する問題意識、新型コロナウイルス感染症による影響及びポストコロナにおける新しい環境への対応は、各国の監査監督当局間で共有されている。さらには、監査監督当局の組織変更を含めた抜本的な改革が進められている国もある。

こうした状況にあつて、審査会は、各国の監査監督当局との連携を一層強化することにより、上記に挙げた国際機関や諸外国での監査をめぐる議論についての的確に情報収集するとともに、監査法人等の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

IFIAR関連の活動に関しては、IFIAR副議長国としてIFIARの組織運営に積極的に貢献していくとともに、我が国としてIFIARの活動をより一層支援していくため、次のような取組を強化していく必要がある。

- ・各種会議等IFIARの活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査の品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- ・IFIAR事務局の円滑な運営に向け、支援を行う。
- ・日本IFIARネットワークを通じ、IFIARにおける議論を国内に還元するとともに、IFIARの活動に関する情報発信を強化する。
- ・IFIARによるアジア各国へのアウトリーチに対するサポートとして、IFIAR事務局が日本IFIARネットワーク会員の主催する国際会議等においてIFIARの取組を説明する機会を設けられるよう、同会員に依頼する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着実に取り組む。

# 資料編

## 【資料編】

### 1 公認会計士・監査審査会関連資料

- 1-1 公認会計士・監査審査会発足の経緯…………… 48
- 1-2 第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿…………… 50
- 1-3 公認会計士・監査審査会の開催状況…………… 51

### 2 審査及び検査関連資料

- 2-1 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続…………… 54
- 2-2 監査事務所等モニタリング基本方針－監査の実効性の更なる向上を目指して…………… 55
- 2-3 令和3事務年度監査事務所等モニタリング基本計画…………… 62
- 2-4 公認会計士・監査審査会の勧告一覧…………… 77
- 2-5 仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について…………… 78
- 2-6 外国監査法人等に対する検査監督の考え方…………… 81
- 2-7 公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針…………… 84

### 3 公認会計士試験実施関連資料

- 3-1 公認会計士試験制度の概要…………… 97
- 3-2 令和4年公認会計士試験第I回短答式試験における新型コロナウイルス感染症への対策について…………… 98
- 3-3 令和3年公認会計士試験短答式試験の合格発表について（抜粋）…………… 100
- 3-4 令和3年公認会計士試験の合格発表について（抜粋）…………… 101
- 3-5 令和4年公認会計士試験第I回短答式試験の合格発表について（抜粋）…………… 109
- 3-6 令和3年度の講演会の開催状況…………… 110

### 4 諸外国の関係機関との協力関連資料

- 4-1 IFIAR 本会合開催実績…………… 111
- 4-2 第21回監査監督機関国際フォーラム（ビデオ会議形式）について…………… 112
- 4-3 総合政策局参事官の監査監督機関国際フォーラム副議長就任について…………… 116
- 4-4 監査監督機関国際フォーラムによる「2021年検査指摘事項報告書」の公表について…………… 117
- 4-5 監査監督機関国際フォーラムによる「監査市場における国際的に関連する取組」の公表について…………… 122
- 4-6 IFIAR 検査ワークショップ開催実績…………… 125
- 4-7 日本 IFIAR ネットワーク会員…………… 126
- 4-8 監査監督上の協力に関するスイス連邦監査監督庁（FAOA）との書簡交換について…………… 127



## 公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年 6 月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信頼をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

- 1 公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること
- 2 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること
- 3 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること
- 4 我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事するにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成 15 年の第 156 回国会に提出され、国会の審議を経て、同年 5 月に改正公認会計士法が成立し、平成 16 年 4 月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(参考) 組織の沿革

- 昭和 23 年 8 月
- ・ 公認会計士法の施行。
  - ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。
- 昭和 24 年 6 月
- ・ 「会計士管理委員会」が廃止。
  - ・ 同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。
- 昭和 25 年 4 月
- ・ 「公認会計士審査会」が廃止。
  - ・ 公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。
- 昭和 27 年 8 月
- ・ 「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。
  - ・ 新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。
- 平成 13 年 1 月
- ・ 中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。
  - ・ 金融庁に「公認会計士審査会」を設置。
- 平成 16 年 4 月
- ・ 改正公認会計士法の施行。
  - ・ 「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。
  - ・ 従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

第6期 公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿  
(平成31年4月～令和4年3月31日)

令和4年3月31日現在

会長（常勤）	櫻井 久勝	神戸大学名誉教授 元関西学院大学商学部・大学院商学研究科教授
委員（常勤）	松井 隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（非常勤）	浅見 裕子	学習院大学大学院経営学研究科委員長・教授 学習院大学経済学部教授 大建工業(株)社外監査役 茨城大学監事（非常勤）
委員（同）	佐藤 淑子	(一社)日本IR協議会専務理事・首席研究員
委員（同）	玉井 裕子	長島・大野・常松法律事務所パートナー (株)国際協力銀行社外監査役
委員（同）	徳賀 芳弘	京都先端科学大学理事・経済経営学部長 京都大学名誉教授・特任教授 京都大学経営管理大学院客員教授
委員（同）	水口 啓子	(株)日本格付研究所審議役 日本ユニシス(株)社外監査役
委員（同）	皆川 邦仁	参天製薬(株)社外取締役 日本板硝子(株)社外取締役
委員（同）	山田 辰己	中央大学商学部特任教授 (株)乃村工藝社社外監査役 (株)三菱ケミカルホールディングス社外取締役
委員（同）	吉田 慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

[委員（非常勤）は五十音順]

## 公認会計士・監査審査会の開催状況

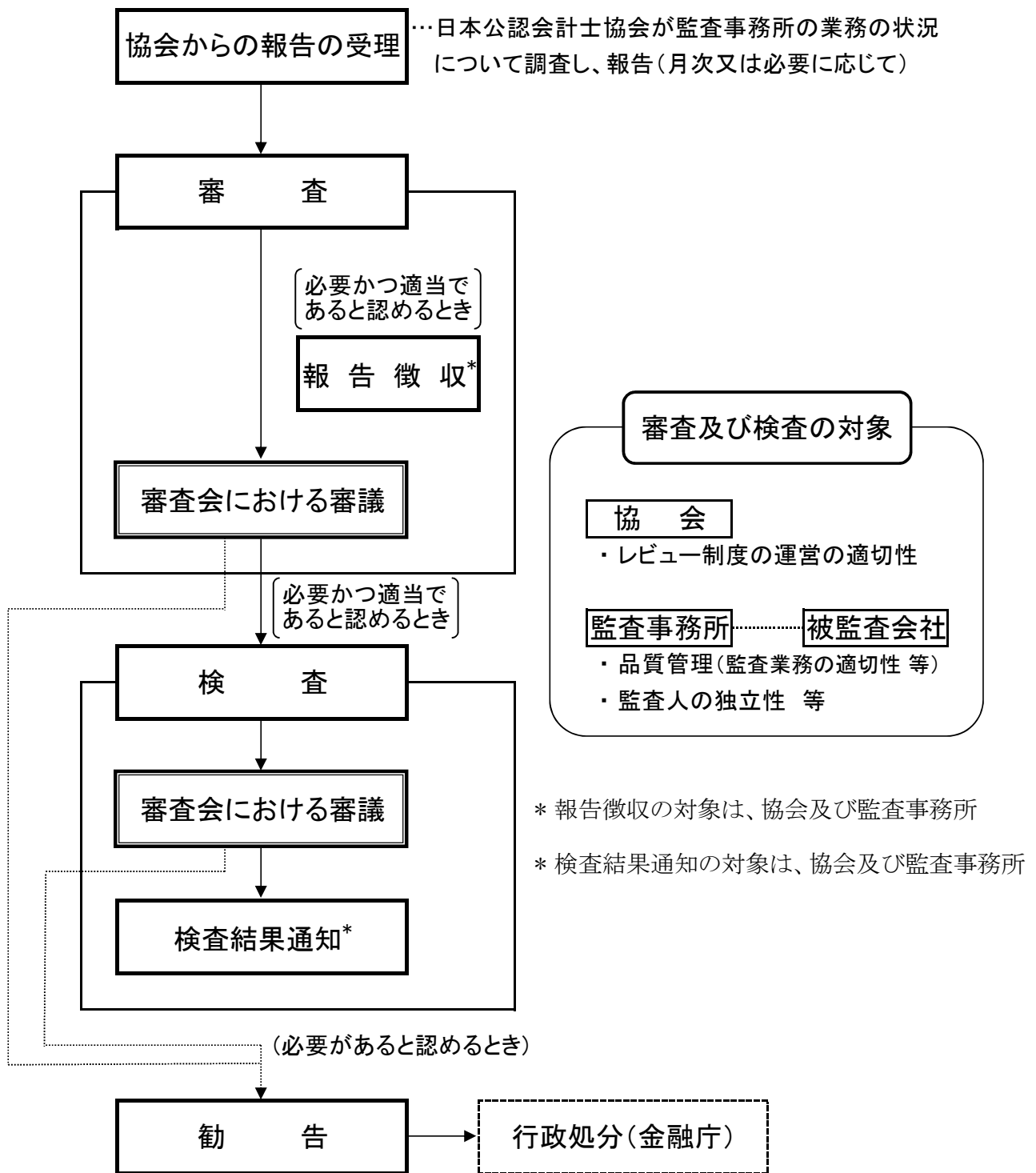
令和3年度：令和3年4月1日～令和4年3月31日、計23回

回	開催日	主な議題
408	3. 4. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験の試験免除申請について (3) 国際関係について ○ 「2020年検査指摘事項報告書」について (4) 審査及び検査について
409	3. 4. 22	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 国際関係について ○ 第21回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の年次総会の議題の一部について (3) 審査及び検査について
410	3. 5. 13	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 企業会計審議会監査部会の審議状況について (3) 国際関係について ○ 第21回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)の年次総会の概要等について (4) 審査及び検査について
411	3. 5. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士・監査審査会の活動状況について (3) 公認会計士試験について ○ 令和3年公認会計士試験短答式試験の実施状況について (4) 審査及び検査について
412	3. 6. 10	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和3年公認会計士試験短答式試験の結果等について ② 令和4年公認会計士試験の出題範囲の要旨について (3) 審査及び検査について
413	3. 6. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 懲戒処分等に関する事項について (3) 審査及び検査について (4) 国際関係について ① 監査監督上の協力に関するスイス連邦監査監督庁(FAOA)との書簡交換について ② 監査を巡る諸外国の動向について
414	3. 7. 8	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
415	3. 7. 29	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
416	3. 8. 26	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和3年公認会計士試験論文式試験の実施状況について (3) 審査及び検査について ○ 2020年度品質管理レビュー年次報告について
417	3. 9. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 公認会計士試験の試験免除申請について (3) 審査及び検査について
418	3. 9. 30	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
419	3. 10. 14	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和4年公認会計士試験第I回短答式試験の出願状況について (3) 審査及び検査について
420	3. 10. 28	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査について
421	3. 11. 11	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和4年及び令和5年公認会計士試験の試験委員候補者等について ② 令和3年公認会計士試験の結果等について (3) 審査及び検査について
422	3. 11. 25	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ① 令和5年の公認会計士試験実施スケジュール（予定）について ② 公認会計士試験の試験免除申請について (3) 審査及び検査について
423	3. 12. 9	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
424	3. 12. 23	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について ○ 令和4年公認会計士試験第I回短答式試験の実施状況について (3) 審査及び検査について

回	開催日	主な議題
425	4. 1. 13	(1) 金融審議会公認会計士制度部会の議論の結果について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士試験について ○ 令和4年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の結果等について (4) 審査及び検査について
426	4. 1. 27	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
427	4. 2. 9	(1) 日本取引所自主規制法人との意見交換について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 審査及び検査について
428	4. 2. 24	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 審査及び検査について
429	4. 3. 10	(1) 議事録等の取扱いについて (2) 公認会計士試験について (3) 審査及び検査について
430	4. 3. 24	(1) 懲戒処分等に関する事項について (2) 議事録等の取扱いについて (3) 公認会計士・監査審査会の活動状況について (4) 公認会計士試験について ① 令和4年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出願状況について ② 公認会計士試験の試験免除申請について (5) 審査及び検査について

## 品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

## 監査事務所等モニタリング基本方針

### — 監査の実効性の更なる向上を目指して —

公認会計士・監査審査会  
令和元年5月17日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成16年4月の発足以来5期15年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第6期（平成31年4月～令和4年3月）においては、以下に示す監査事務所（公認会計士又は監査法人をいう。以下同じ）等の現状やモニタリングの視点及び目的等を踏まえた監査事務所に係るモニタリング<sup>1</sup>を実施し、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

#### 【監査事務所等の現状】

監査事務所の現状をみると、平成29年3月の「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」<sup>2</sup>公表以降、大手監査法人<sup>3</sup>を中心にガバナンス態勢の再構築や監査ポートフォリオの見直し、人材の確保・育成等が進められているほか、監査ツールのIT化・高度化が進展している。

一方で大手監査法人以外の監査事務所においては、合併等で業容を拡大させているものもみられるが、そのガバナンス態勢や品質管理態勢の整備は十分なものとはいえず、一部の中小規模監査事務所においては旧態依然とした業務運

<sup>1</sup> モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に関する業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

<sup>2</sup> 平成29年3月31日に金融庁より公表。組織としての監査の品質に向けた5つの原則と、それを適切に履行するための指針から構成されている。

<sup>3</sup> 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

- ・大手監査法人：概ね100社以上の上場被監査会社を有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上所属する監査法人をいう。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。4大監査法人ともいう。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。



営を行っているものもみられる。また、海外においては、4大グローバルネットワーク<sup>4</sup>に所属する外国監査法人の不適切な業務に対応した外国監査監督当局等の動きもみられている。

被監査会社の現状をみると、高水準のM&A、海外への積極的な進出など事業の多角化やグローバル化が進んでいる一方、最近の海外経済の不確実性の高まりなど、経済環境に不安定な状況がみられている。また、近時の監査役等の権限強化やコーポレートガバナンス・コードの導入等により企業のガバナンス態勢の強化が進められているものの、依然として国内外において不正事案がみられている。

### 【モニタリングの視点】

審査会は、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた一層効果的なモニタリングを実施する。そして、モニタリングを通じて監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を継続的に促すことで、資本市場における監査の信頼性の確保を図っていくこととする。

また、審査会は、モニタリングにより把握した有益な情報について、金融庁関係部局、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、会計監査に関する業界団体等（以下「関係先」という。）と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。

さらに、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）<sup>5</sup>や外国監査監督当局とも連携し、情報を共有する一方、当該連携により得られた会計監査をめぐる国際的な議論やグローバルネットワークに関する動向等について、必要に応じ審査会のモニタリングに反映させることとする。

### 【モニタリングの目的及びその達成のための基本的な考え方】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするものではなく、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所及び外国監査法人等<sup>6</sup>の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることを目的とする。

審査会は、このような目的を達成するため、業務の適正な運営の確保を図る主体が監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

---

<sup>4</sup> 世界的に展開する会計事務所ネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopersの4つのグローバルネットワークを指す。

<sup>5</sup> 平成18年に設立された、監査法人の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、平成29年4月以降事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査品質をグローバルに向上させることを目的としている。平成31年4月末時点で我が国を含む55か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

<sup>6</sup> 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているか、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているかを検証するなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視したモニタリングを行う。

さらに、監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所において、同コードを踏まえて構築したガバナンス等の経営管理態勢が、当該監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかについて、継続的にモニタリングを行う。

審査会は、上記を踏まえ、第6期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月まで）ごとの「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定することとする。

## 1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受け、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係先との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報等を収集するとともに、問題意識を共有することとする。さらに、監査事務所の実態やリスクを的確に把握する観点から、このようなオフサイト・モニタリングにより収集した情報等の分析の強化に努める。

具体的には、以下のとおり実施する。

### (1) 協会の品質管理レビューの検証等

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促しているところである。協会においても、審査会の検証結果等を踏まえて品質管理レビュー態勢の強化・改善を順次進めてきている。このような相互の連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に資するものであるため、品質管理レビューに対する深度ある検証や意見交換等を行うよう努める。

また、審査会はこれまでに、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担について議論を進めており、その結果、大手監査法人に対する品質管理レビューの在り方や中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実等を中心に、一定の対応が図られているところである。

今後も、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、適切な役割分担に係る更なる対応に向けて協会と双方向での議論を進めていくこととする。

## **(2) 報告徴収**

審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。このような考え方から、監査事務所の規模、業務管理態勢、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、以下のとおり、適時かつ効果的な報告徴収を実施する。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の有効性に資するために、ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を定期的に把握し分析する。また、近時進展している監査業務のIT化やサイバーセキュリティ対策についても把握する。

イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき、報告徴収の対象先を選定し、業務管理態勢や品質管理態勢の状況等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた情報を収集し分析を行う。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いため、監査の品質に対するトップの認識を把握し、必要に応じてヒアリングを実施する。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の自主的な改善を促していく。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

## **(3) 監査事務所との定期的な対話等**

審査会は、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在である。こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らによる品質管理の向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係先との積極的な意見交換や連携にも努める。

## 2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査の実施においては、監査事務所の理解・協力が必要であるため、検査先である監査事務所の意見を適宜聴取する検査モニター<sup>7</sup>を実施し、今後の検査の参考とする。

### (1) 検査の実施

ア 大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査<sup>8</sup>を交互に実施する。）。

イ 準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人に比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

ウ 中小規模監査事務所については、直近の品質管理レビュー結果、監査事務所の業務管理態勢及び上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

---

<sup>7</sup> 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

<sup>8</sup> 通常検査は、品質管理レビューの結果を踏まえて、監査事務所における業務管理態勢及び品質管理態勢等について、検証を行う。フォローアップ検査は、原則として、通常検査の翌事務年度に、当該検査での指摘事項等に対する改善状況に範囲を限定して検証を行う。

## (2) 検査の着眼及び留意点

- ア 監査事務所の規模は所属員が数人から数千人まで様々であり、また、業務管理態勢も異なるため、監査事務所が整備した品質管理態勢が、自己の規模や業務管理態勢に応じ適切なものとなっているか検証する。
- イ 監査事務所のトップの方針は、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与える。そのため、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応を把握し、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等を検証する。
- ウ 監査事務所が、被監査会社を取り巻く経済環境や事業環境を含む事業上のリスクを適切に評価した上で、それに対応し得る監査実施態勢を構築しているか、監査実施者が職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかを検証する。
- エ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の規模や業務管理態勢を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における原因分析に資するように留意する。

## 3. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上のためには、検査結果を監査事務所に示すだけでなく、モニタリングの成果を報告等の形で広く一般に提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。審査会は、このような観点から以下の取組を行っているが、更に情報の充実や見直しなどを行うこととする。

- ア 監査事務所に検査結果を通知する際には、指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社の監査役等に当該監査事務所の品質管理の状況や指摘内容等が的確に伝わることを重要である<sup>9</sup>。このため、伝達される内容が被監査会社の監査役等に理解されやすいものとなるよう、検査結果に係る情報を充実させる。
- イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめた「モニタリングレポート」を平成 28 年から公表している。平成 29 年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。

<sup>9</sup> 監査事務所が検査結果通知書の内容を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成 20 年から公表している。平成 21 年以降も最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信することにも努める。

#### 4. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

##### (1) 報告徴収及び検査

外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収又は検査を実施する。

ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等である等の場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しない<sup>10</sup>。

##### (2) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等に対するモニタリングに当たっては、監査監督上の多国間情報交換枠組み (MMOU)<sup>11</sup>や二国間の情報交換の枠組み (EoL)<sup>12</sup>を活用し、また、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

さらに、IFIAR における議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握する。

---

<sup>10</sup> 報告徴収及び検査は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」(平成 21 年 9 月 14 日公表)及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」(平成 22 年 1 月 14 日公表)に従い実施する。

<sup>11</sup> 平成 31 年 4 月末時点で、22 か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

<sup>12</sup> 平成 31 年 4 月末時点で、8 か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。

令和 3 年 7 月 9 日  
公認会計士・監査審査会

## 令和 3 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針<sup>1</sup>に掲げた視点及び目的並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 3 事務年度（令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

### 1 監査事務所をめぐる環境

（監査業務の動向）

#### （1）概況

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況が続いている。

令和 2 年における金融商品取引所の新規上場会社数は 93 社となっており、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、引き続き高水準が維持されている。

また、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）が実施した上場会社の監査は、引き続き、大手監査法人<sup>2</sup>が 9 割超（時価総額ベース）と圧倒的なシェアを占めている状況にある。こうした中、最近の監査人の交代状況をみると、上場国内会社の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、引き続き、年間で 100 件を超えている。その要因としては、被監査会社における継続監査期間や監査報酬などを勘案した監査人の見直し、大手監査法人における監査関与先の構成の見直しなどが考えられ、大手監査法人から準大手監査法人<sup>2</sup>や中小規模監査事務所<sup>2</sup>への交代の動きが引き続き顕著である。

<sup>1</sup> 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 6 期（平成 31 年 4 月～令和 4 年 3 月）については、令和元年 5 月 17 日に策定・公表。

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kihonhoushin/20190517.html>

<sup>2</sup> 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の 3 つに分類している。

- ・大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

近年、会計監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められてきている。具体的には、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の記載については、令和3年3月期決算に係る財務諸表監査から、上場会社等の監査報告書に求められるようになった。また、令和2年11月の企業会計審議会において、財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る監査人の手続の明確化やリスク・アプローチの強化を内容とする監査基準等の改訂がなされている<sup>3</sup>。さらに、同審議会（監査部会）においては、国際的な品質管理に関する基準である「国際品質マネジメント基準1」（監査事務所の品質マネジメント・ISQM1）、「国際品質マネジメント基準2」（審査・ISQM2）及び「財務諸表監査の品質管理」（ISA220）の改訂等を踏まえ、我が国の監査に関する品質管理基準（以下「品質管理基準」という。）の改訂に向けた審議が進められている。監査事務所においては、これらの監査基準や品質管理基準の改訂に対し、適切な対応・準備が求められる。

新規上場会社に対する監査については、新規・成長企業がその成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができるための環境整備が引き続き進められている。

## （2）新型コロナウイルス感染症による監査業務への影響

令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、監査事務所においては、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等に関し、監査上の制約がみられたものの、令和2年3月期の監査においては、リモートを活用した監査（リモート監査）や代替的な手続の実施など状況に応じた対応が図られた。令和3年3月期の監査においても同様の対応が図られており、監査手続の大幅遅延などにより監査意見が表明できないなどの大きな問題はみられていない。

新型コロナウイルス感染症への関係者の対応としては、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）が、数次にわたり「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」（以下「監査上の留意事項」という。）や「リモートワーク対応」を公表するなどの対応を行ってきているほか、企業会計基準委員会においても、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」を公表・更新するなど、様々な対応が行われてきている。

## （不正会計等への対応）

不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数は、昨年からは減少しているものの、引き続き、50社を上回る状況が続いている。これは、上場会社における適時に情報開示を行うという意識の高まりを示すものとも考えられるが、会社の内部統制が

---

<sup>3</sup> 改訂監査基準のうち、「その他の記載内容」については、令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されるが、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から早期適用することもできる。また、リスク・アプローチの強化については、令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されるが、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することを妨げないとされている。



十分に機能していない事例や、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でない事例が引き続き発生している。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、海外事業を含めた事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

#### (監査事務所における品質管理の現状)

審査会では、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価<sup>4</sup>を 5 段階に区分して記載している（フォローアップ検査を除く。）。大手監査法人及び準大手監査法人の検査結果をみると、総合評価の最上位の区分に該当するものはなく、上位 2 番目又は 3 番目の区分のいずれかに該当している。一方、中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、上位 3 番目以下の区分に、その多くが該当している。

大手監査法人においては、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と事業部との十分な連携、改善施策の監査現場への浸透や、職業倫理の重要性の再認識の必要性等が課題となっている。

また、大手監査法人の収益構造をみると、グループ全体の業務収入における非監査証明業務収入の割合は、平成 26 年度までは年々増加し、近時は 40%前後で推移している。

準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきているものの、品質管理部門と事業部とのコミュニケーション不足、公認会計士等でない事務職員の活用拡大や、それに伴う教育・訓練などの人材育成上の課題が認められる。また、トップ

---

<sup>4</sup> 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。

総合評価は、5 段階となっており、令和 2 事務年度までに着手した検査においては、①最上位の区分には「概ね妥当であると認められる」、②上位 2 番目の区分には「妥当でない点が認められる」、③上位 3 番目の区分には「妥当でないものと認められる」、④上位 4 番目の区分には「妥当でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある」、⑤上位 5 番目（最下位）の区分には「著しく不当なものと認められる」との評価文言を付してきている。

令和 3 事務年度に着手する検査からは、①最上位の区分には「良好であると認められる（総合評価：1）」、②上位 2 番目の区分には「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：2）」、③上位 3 番目の区分には「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：3）」、④上位 4 番目の区分には「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：4）」、⑤上位 5 番目（最下位）の区分には「著しく不当なものと認められる（総合評価：5）」との評価文言への変更を行っている。

評価文言等の変更の詳細については、審査会のウェブサイトに掲載の令和 3 年版モニタリングレポートを参照。

を含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や、品質管理部門との連携の必要性についての認識に不十分な点がみられる。

中小規模監査事務所では、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築する必要性についての認識が不足している状況や、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況がみられる。また、一部の監査事務所には、リスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

#### （監査法人のガバナンス態勢等）

大手監査法人及び準大手監査法人においては、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（以下「監査法人のガバナンス・コード」という。）を採用し、ガバナンス態勢は概ね整備されてきている。今後は、ガバナンスの実効性を定着させるための一層の取組が課題となっている。

#### （IT化の進展）

監査事務所においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、監査事務所の規模等により差がみられるものの、リモート監査の実施が急速に浸透した。

また、社会全体のIT化の進展に伴い、被監査会社が保有する会計記録や取引記録等のデータの電子化が進む中、大手監査法人を中心に、監査の品質の確保・向上や監査業務の効率性の向上のため、監査業務の一層のIT化・デジタル化が進められている。具体的には、ツールの利用による従来の試査から精査的な手法の導入や作業の自動化・集約化などにとどまらず、AIを活用したリスク分析や、企業の業務管理システムに随時アクセスし、財務関連情報の分析を可能にするシステムの導入などが行われている。

このような動きは、監査業務の実効性を確保しつつ、効率性の向上による監査現場の負担軽減等につながり、リスクのある領域に対する深度ある監査の実現に資するものとして期待される。

一方で、上記の動きや、被監査会社とのデータの交換が進んでいく中、サイバーセキュリティは、喫緊の課題となっており、サイバーセキュリティの強化を確実に進めていく必要がある。

#### （国際的な監査監督機関等の動向）

海外においては、上場会社の会計不祥事の発生等を契機として、監査制度や監査監督の在り方の見直しが進められている。具体的には、英国では、大手会計事務所に対する監査部門の他部門からの運営上の分離要請など、監査の実効性確保に向けた取組や、規制当局の改組の動きがみられる。また、ドイツでは、金融規制当局の在り方の見直しや権限の強化等に向けた動きがみられる。

このような中、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）<sup>5</sup>に必要な支援を行っている。IFIARにおいては、6大グローバルネットワーク<sup>6</sup>と継続的に対話を行うなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んでおり、金融庁及び審査会としては、令和3年4月に我が国から選出された副議長<sup>7</sup>の活動を支援するとともに、引き続きIFIARの活動に貢献していく。また、外国監査監督当局と連携し、外国監査監督当局における新型コロナウイルス感染症への対応状況、4大グローバルネットワーク<sup>6</sup>に所属する外国監査法人の不適切な業務への対応状況、さらに、外国監査監督当局の組織変更に関する動向について引き続き注視していく。

## 2 令和3事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

「監査事務所等モニタリング基本方針」に掲げるモニタリングの視点及び目的等並びに上記「1 監査事務所をめぐる環境」を踏まえ、下記（1）から（6）に掲げる基本的な考え方でモニタリング<sup>8</sup>に取り組む。

本事務年度においても、昨事務年度に引き続き、審査会のモニタリングがより効率的で実効性のあるものとなるよう、モニタリングの実施方法の見直しを行う。

また、国際的な品質管理に関する基準の改訂等を踏まえた我が国の品質管理基準等の改訂は、監査事務所の監査実務や品質管理に大きな影響を与えることが見込まれるため、審査会のモニタリングの実施方法等の見直しを検討する。

### （1）モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリングにおいては、以下の事項を重視する。

なお、監査事務所は、所属員が数人の中小規模監査事務所から数千人規模の大手監査法人まであり、ガバナンス等の経営管理態勢や業務運営等も様々である。そのため、モニタリングに当たっては、各監査事務所の規模、態様にも留意する。

<sup>5</sup> 平成18年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和3年6月末時点のメンバーは、我が国を含む54か国・地域となっている。

<sup>6</sup> 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG及びPricewaterhouseCoopersの6つのグローバルネットワークを指す。なお、これらからBDO、Grant Thorntonを除いたものを4大グローバルネットワークという。

<sup>7</sup> 令和3年4月、金融庁総合政策局参事官兼IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室長がIFIARの副議長に選出されている。

<sup>8</sup> モニタリングは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングとは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

ア 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査業務の品質を重視する風土を醸成させることが重要であることから、トップの姿勢を含む経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを把握する。

イ ガバナンス等の経営管理態勢の実効性

ガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢が、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているか検証する。

特に、監査法人のガバナンス・コードを採用している大手監査法人及び準大手監査法人等については、当該コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、監査の品質の向上に向けた被監査会社等との意見交換の状況や、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況等に重点をおいて検証する。

こうした検証においては、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

ウ 監査をめぐる動向を踏まえた状況の検証

(ア) 新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえた対応状況

新型コロナウイルス感染症による監査手続など監査業務への影響を把握するとともに、協会公表の「監査上の留意事項」や「リモートワーク対応」等を踏まえ、監査業務への影響に対する監査上の対応状況や監査事務所の対応状況（監査実施体制の変更を含む。）を検証する。

(イ) 海外子会社に係るグループ監査

上場会社においては、海外子会社における会計問題が引き続き発生しており、また、監査事務所の規模を問わず、海外子会社に係るグループ監査に関する不備が継続して認められている。こうした状況を踏まえ、監査チームによる海外事業の管理態勢を含む内部統制の評価、海外子会社の監査チームとのコミュニケーション及び監査事務所の組織的な対応状況などについても、重点的に検証する。

(ウ) 監査契約の新規の締結

近時、監査人を交代する事例が多くみられるため、大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社の監査契約を新規に締結した監査事務所において、当該監査契約に係るリスク評価と対応の適切性に加え、当該監査契約の締

結経緯や、当該監査契約が監査事務所全体の監査の品質に及ぼす影響について検証する。

#### エ ITを活用した監査とサイバーセキュリティ対策等の状況把握

大手監査法人や準大手監査法人は、監査業務を効率的・効果的に実施するとの観点から、AIを活用した会計仕訳の異常値を検知するツール、不正リスクを識別するためのツール、被監査会社のデジタル情報に随時アクセスし、監査に必要な情報を入手するシステムなど、監査業務におけるIT化・デジタル化の動きを加速させている。

このような動きは、監査の品質の確保・向上に資するものと考えられるため、その進展状況を大手監査法人等へのモニタリングにより継続して把握する。

併せて、IT化の進展に伴うサイバーセキュリティ対策の状況を確認することとし、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができているかなどについても把握することとする。

#### (2) 検査以外のモニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を継続するとともに、金融庁、関係団体などの関係者との連携などを通じた情報共有のための取組を一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析を充実させ、情報及び分析結果については、検査に有効に活用するなど検査との一体的な運用に努めるものとする。

#### (3) モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

そのために、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて人材の育成を進める。

#### (4) モニタリング実施方法の検討

大手監査法人を中心としたIT化の進展や新型コロナウイルス感染症の影響もあり、監査事務所においては、棚卸立会や残高確認など監査手続の実施方法や監査事務所の運営について、見直しがなされてきている。

審査会においては、昨事務年度には、基本計画に基づき、新型コロナウイルス感

染症の拡大の状況も踏まえ、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査事務所の負担軽減の観点から、一部の監査事務所に対するモニタリングにおいて、従来の原則対面による実施方法を見直し、リモートを活用した検査（リモート検査）<sup>9</sup>や検査以外のモニタリングを導入・実施した。

本事務年度のモニタリングにおいても、昨事務年度に引き続き、各事務所における監査調書の電子化等の状況を勘案した上で、リモート検査の対象範囲を拡大するなど、より効率的で実効性のあるモニタリングに向けた実施方法の見直しを実施する。

#### （５）品質管理基準等の改訂への対応

我が国の品質管理基準については、国際的な品質管理に関する基準（ISQM1、ISQM2及びISA220）の改訂等を踏まえ、「品質マネジメントシステム」（監査事務所において、①品質目標を設定し、②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定め、運用し、④不備があれば根本原因分析に基づき改善するとの管理手法）の導入などを内容とする、品質管理基準の改訂作業が、企業会計審議会において進められている。

審査会としては、各監査事務所における当該改訂への準備・対応状況を把握していくほか、当該改訂による監査事務所の品質管理に対する影響等を踏まえ、審査会によるモニタリングの内容、実施方法、実施態勢等について、見直しの検討を進めていく。

#### （６）国際的な監査監督の連携強化

多国間情報交換枠組み（MMOU）や二国間の情報交換の枠組み<sup>10</sup>を活用し、モニタリングのために必要となる情報の取得や外国監査監督当局からの要請に応じた情報提供を行う。また、IFIARにおける議論への積極的な参加を通じて、グローバルネットワークの動向や外国監査監督当局による監査監督手法等を把握することとする。さらに、外国監査監督当局の新型コロナウイルス感染症への対応状況、4大グローバルネットワークに所属する外国監査法人の不適切な業務への対応状況、外国監査監督当局の組織再編の動向等も注視する。

<sup>9</sup> 監査調書等の閲覧や監査事務所の構成員に対するヒアリングをオンラインやウェブ会議等を利用して実施する検査。

<sup>10</sup> 令和3年6月末時点で9か国（アメリカ、カナダ、マレーシア、オランダ、ルクセンブルク、イギリス、フランス、中国及びスイス）の監査監督当局との間で、情報交換の枠組みに関する書簡交換（EOL）を実施している。

### 3 検査以外のモニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のある検査以外のモニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告のほか、これまでの審査会検査や報告徴収の結果を分析するなど有効に利用する。特に、審査会の限られた検査資源の下で、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用することが重要である。

本事務年度においても、引き続き、新型コロナウイルス感染症による影響や監査事務所の対応状況を含め、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時、的確に把握する観点から、監査事務所等の負担を考慮しつつ、以下のとおり、監査事務所に対する報告徴収・ヒアリング、協会の品質管理レビューの検証、協会との連携など、監査事務所の規模や態様に応じた検査以外のモニタリングを実施する。

また、本事務年度においては、3年に1度実施することとされている外国監査法人等に対する報告徴収を実施し、外国監査法人等の業務の状況等を把握する。

#### (1) 報告徴収

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、監査法人のガバナンス・コードを踏まえ整備したガバナンス等の経営管理態勢や業務管理態勢、グローバルネットワークとの連携の状況、ITを活用した監査手法、サイバーセキュリティ対策、犯罪収益移転防止法等の法令遵守措置等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。また、監査業務において高度な専門知識やITの理解等を要する上場金融機関に対する監査態勢や審査態勢等の実態把握に加えて、KAMに係る監査の実施状況について実態把握を行う。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効率的・効果的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。なお、報告徴収に当たっては、検査や対話等で得られた情報を適宜活用するなどして、より効率的に実施することとする。

イ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、適時に報告徴収を実施する。

その際、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、トップの経営方針、収益・財務構造及び組織・人材、監査契約を新規に締結した経緯といった項目等を重点的に検証する。報告徴収の実施に当たっては、必要な場合には対面での実施や、品質管理レビューの改善状況が良好でない監査事務所に対しては連年で実施するなど効果的に検証を行う。

また、報告徴収の結果、重大な問題が疑われる監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

ウ 中小規模監査事務所に対する検査の結果、下記エの早急に改善を要する必要があると認められる場合を除き、検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況等を把握し、必要に応じてヒアリングを実施するなど監査事務所の改善を促していく。

その際、金融庁関係部局や協会とも連携し、不備の内容や重要性に応じた検証に努める。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないものと認められ、特に早急に改善を要する必要があると認められた監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促すこととする。

上記ウ又はエの報告徴収により、改善が不十分である状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査などの対応を検討することとする。

## (2) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

審査会は、監査事務所に対するモニタリングにより把握した品質管理レビューの有効性に関する問題点等については、協会と共有した上で、審査会及び協会との実務者レベルでの継続的な協議等を通じて、品質管理レビューの実効性の向上に向けた対応等を促しているところである。

協会は、最近の品質管理レビューの状況を踏まえ、令和2年度において、リスクに応じた通常レビューの実施頻度の柔軟化、通常レビューの実施結果に関する4段階評価から3段階評価への変更等の品質管理レビュー制度の見直しを行っている。

協会の品質管理レビューと審査会の検査とは、実施体制や実施方法が異なるものではあるが、協会の品質管理レビューは、上記のとおり、近年よりリスクを踏まえたものとされてきている中で、品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査では業務運営が著しく不当と認められる事案が引き続き発生している。

このような状況を踏まえると、協会においては、監査事務所における自主的な改善を促すとともに、品質管理レビューの一層の実効性向上を図る必要があり、協会において実施される施策の実効性やその効果についても検証していく。

審査会と協会との連携は、我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に極めて重要であり、より深度あるものとなるよう努めていく。また、審査会と協会は、審査会検査と協会の品質管理レビューとの適切な役割分担に関して、大手監査



法人に対する品質管理レビューの在り方、中小規模監査事務所に対する協会の指導・監督機能の充実、業務管理態勢の検証の在り方等を中心に議論を行ってきており、本事務年度においても、審査会検査と協会の品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するという観点から、具体的かつ実質的な議論を引き続き行っていくこととする。

### (3) 監査事務所に関する情報等の収集・分析等

監査事務所の最新の業務管理態勢や監査事務所・監査業界の抱える問題等を把握する観点から、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を行っているところである。トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であることから、こうした経営層との対話を今後も継続し、より深い議論が行われるように努める。なお、そうした機会も捉え、品質管理基準等の改訂への準備・対応状況などについても把握することとする。

また、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

さらに、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化することとし、加えて、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析態勢の向上に努めていく。

## 4 検査基本計画

監査事務所等モニタリング基本方針に基づき、監査事務所の規模、態様や被監査会社のリスクの程度に応じた、より効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記検査以外のモニタリングとの一体的な運用により、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

本事務年度の検査においては、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢が、組織の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか、トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応が監査事務所の業務管理態勢等にどのような影響を与えているか、監査実施者が監査基準等の規程の趣旨や内容を理解した上で職業的懐疑心を発揮し監査手続を実施しているかの観点を重視し、以下のとおり、監査事務所の規模や態様に応じた検査を行う。

なお、監査事務所の負担に考慮しつつ、新型コロナウイルス感染症による影響や、その影響を踏まえた品質管理態勢及び業務管理態勢の状況、協会の監査上の取扱いな

どを踏まえた監査手続の実施状況や監査意見表明の状況についても検証していく。

#### (1) 大手監査法人

大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、原則、個別監査業務に対する検証を実施しないこととし、通常検査における指摘事項に対する改善施策の検証を中心に、より効率的・効果的に実施する。

なお、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記の実施時期に関する原則にとらわれずに機動的に検査を行うこととする。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、多数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、監査現場にまで品質管理や業務管理の施策などを浸透させるとともに、職業倫理の重要性を改めて認識させるための態勢が重要である。特に、トップを含む経営層は監査事務所の組織風土に大きな影響を与えるため、その姿勢や行動が重要である。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（＊）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ ガバナンス態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているか、その実効性を運用状況の観点から検証
- ・ 監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りの監査に関して）の状況の検証（＊）
- ・ 海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
- ・ 監査補助者<sup>11</sup>や IT 専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・ KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（＊）
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ グローバルネットワークによるモニタリング活動への対応状況の検証

<sup>11</sup> 監査補助者には、公認会計士資格を有する者、公認会計士試験合格者等、それらの資格等を有さない監査補助職員のほか、監査補助を行う事務職員が含まれる。

- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）
- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）
- ・IPO 監査に係る環境整備を含む対応状況の確認（＊）

## （２）準大手監査法人

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられる。そのため、それらの整備状況を注視することとし、原則として３年ごとに検査を実施する。ただし、被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行うこととする。

本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（＊）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・トップを含む経営層の品質管理に係る認識や対応及びそれらが監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢に与える影響等の検証
- ・ガバナンス態勢（特に監督・評価機関）について、監査事務所の品質管理の確保・向上に資するものとなっているか、その実効性を運用状況の観点から検証
- ・監査現場まで品質管理を浸透させているかの観点から、監査事務所の業務管理態勢、特に本部品質管理部門と各事業部等との連携の状況の検証
- ・地区事務所を含めた組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社の国際化などのリスクに対応できる十分かつ適切な経験、能力等を含めた監査資源の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りの監査に関して）の状況の検証（＊）
- ・監査人の交代時における監査事務所としての対応状況の検証。大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結における、経緯、リスク評価等の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査補助者や IT 専門家などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（＊）
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、監査における不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）

- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）
- ・IPO 監査に係る環境整備を含む対応状況の確認（＊）

### （3）中小規模監査事務所

中小規模監査事務所については、監査事務所の品質管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性だけでなく、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準の理解などを確認するとともに、それらに影響を与えるトップの認識や関与、業務管理態勢も検証する。その際には、検出された不備が監査事務所のビジネスモデルに起因するものか、不備に対する改善の取組が対症療法的なものにとどまっていないかに留意する。なお、検査対象先の選定に当たっては、協会の品質管理レビューの結果、被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。

本事務年度の検査においては、以下の項目に重点を置いて、検証・確認を行う（なお、（＊）は新たに追加又は一部変更した重点検証・確認項目）。

- ・トップ及び社員の品質管理に対する認識、関与状況、組織の一体性などを含む業務管理態勢等の検証
- ・被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源の検証
- ・職業的懐疑心が発揮されているかの観点から、特に収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続並びに不正リスク評価等の検証
- ・経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーション（特に、KAM、会計上の見積りに関して）の状況の検証（＊）、監査実施者への指導・監督状況や、専門家の利用の状況の検証
- ・大規模上場会社又はリスクの高いと思われる上場会社に関する監査契約の新規の締結における経緯、リスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
- ・監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況の検証
- ・品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・監査補助者などに対する教育・訓練、人材育成の状況の検証
- ・KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容に係る手続等についての検証（＊）
- ・財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証
- ・監査人の交代時における監査事務所としての対応状況の検証（＊）
- ・品質管理基準等の改訂への対応状況の確認（＊）
- ・「その他の記載内容」に係る実施すべき手続の明確化への対応の確認（＊）

## 5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果を取りまとめた上で広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、取りまとめ及び情報提供に当たっては、以下の点に留意することとする。

ア 審査会は、監査事務所に指摘内容等を的確に伝達するとともに、被監査会社の監査役等にも、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、検査結果の記載内容の充実に努める（なお、検査結果通知書に記載している総合評価に関し、本事務年度に着手する検査から、その評価文言等を一部変更している<sup>4</sup>）。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているか確認する。さらに、被監査会社の内部統制の機能向上に資する観点から、監査役等が検査結果を有効に活用するよう、監査事務所と監査役等の連携を一層促していくこととする。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を図表中心に取りまとめたモニタリングレポートを平成28年から公表している。平成29年以降も毎年改訂を加えているところであるが、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努める。また、当該モニタリングレポートについては、記載内容を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査で確認された事例等を取りまとめ、監査事務所検査結果事例集として平成20年から公表している。最新の事例への入替えなど毎年改訂した上で公表しているが、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容を見直していく。

また、当該事例集を活用した講演・説明会を、全国の協会地域会等で行っているところであるが、このような講演等に加え、市場関係者等に対して積極的に発信するとともに、当該事例集を英訳し海外利用者に対する情報発信にも努める。

以 上

## 公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば総合事務所
平成29年6月8日	監査法人アリア
平成30年5月18日	監査法人アヴァンティア
令和元年7月5日	清流監査法人
令和元年12月6日	監査法人大手門会計事務所
令和3年2月26日	監査法人原会計事務所
令和4年1月21日	仁智監査法人

## 仁智監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

令和4年1月21日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、仁智監査法人（法人番号 7010005018195、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

### 記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

#### 1. 業務管理態勢

当監査法人は、前回の審査会による検査の結果に関し、金融庁から業務改善命令（業務管理体制の改善）を受けているほか、日本公認会計士協会の品質管理レビューにおいても、複数回にわたり限定事項付き結論が付された品質管理レビュー報告書を受領して改善勧告を受けており、その都度、監査品質の改善に取り組んだとしている。

しかしながら、法人代表者及び品質管理担当責任者を含む各社員においては、各人の個人事務所等における非監査業務への従事割合が高く、当監査法人における監査の品質の維持・向上に向けた意識が希薄なものとなっていることから、上記の改善勧告等を法人の業務運営の根幹に関わる問題として認識していない。また、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の改善に向けてリーダーシップを発揮していないなど、品質管理のシステムを有効に機能させる態勢を構築する意識が欠如している。さらに、当監査法人の各社員は、自らが関与していない個別監査業務における品質の改善状況を監視する必要性を認識していないなど、法人の業務運営に対する社員としての自覚に欠けている。このように、当監査法人においては、社員同士が互いに牽制し、監査品質の維持・向上を図る組織風土が醸成されておらず、組織的監査を実施できる態勢となっていない。

そのため、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の維持・向上を図る意識が欠如していたことから、品質管理レビューでの指摘事項に関し、同様の不備の発生防止のための根本原因分析を十分に実施していないほか、実施していない改善措置を実施したものととして日本公認会計士協会に報告するなど、改善措置の実施に真摯に取り組んでいない。また、法人代表者及び品質管理担当責任者は、現行の監査の基準に対する理解や、基準が求めている品質管理及び監査手続の水準に対する理解が、自らを含む監査実施者に不足していることを十分に認識していない。さらに、当監査法人は、各社員の合意に基づいて品質管理活動を含む業務運営を行う方針としているにもかかわらず、各社員は、当監査法人における現状の品質管理態勢を批判的に検討していないなど、監査品質の維持・向上に貢献していない。

こうしたことから、下記2.に記載するとおり、品質管理レビュー等での指摘事項に対する改善が不十分で同様の不備が繰り返されていること、詳細な監査計画の策定等において重要な基礎データとなる執務実績時間を集計・管理する態勢を整備していないこと、適切な監査業務に係る審査を実施していないことなど、品質管理態勢において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

また、下記3.に記載するとおり、今回審査会検査で検証対象とした全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に監査の基準に対する理解が不足している状況及び職業的懐疑心が不足している状況が確認され、それらに起因する重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められている。

## 2. 品質管理態勢

(品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況)

法人代表者及び品質管理担当責任者は、品質管理レビュー等での指摘事項に対し、根本原因分析を行い、これを踏まえた改善措置の策定を行ったとしている。

しかしながら、法人代表者及び品質管理担当責任者は、監査品質の維持・向上を図る意識が欠如していたことから、同様の不備の発生防止のための根本原因分析を十分に実施していないほか、実施していない改善措置を実施したのものとして日本公認会計士協会に報告するなど、改善措置の実施に真摯に取り組んでいない。

その結果、今回審査会検査で検証した個別監査業務の全てにおいて、これまでの品質管理レビュー等での指摘事項と同様の不備が繰り返されている。

(執務実績時間の管理)

法人代表者及び品質管理担当責任者は、各専門要員の執務実績時間を集計・管理する態勢を構築せずとも、当監査法人の業務に支障はないと思い込んでいたことから、被監査会社への監査見積時間の提示、詳細な監査計画の策定、社員・職員の評価等の重要な基礎データとなるにもかかわらず、これを集計・管理する態勢を整備していない。

(監査業務に係る審査)

品質管理担当責任者は、「監査の品質管理規程」に対する理解が不足していたことから、業務執行社員が新規に受嘱した上場被監査会社3社の審査担当社員を指名している状況を看過している。また、品質管理担当責任者は、不正事案が発生した監査業務について、「監査の品質管理規程」で定められた社員会における審査が実施されていない状況を看過している。くわえて、複数の審査担当社員は、監査の基準で求められる監査手続の水準を十分に理解しておらず、また、一部の審査担当社員は、特別な検討を必要とするリスク等に係る監査上の重要な監査調書を査閲していない。その結果、今回審査会検査において指摘した重要な不備を審査において指摘できていない。

このほか、「内部規程の整備及び運用」、「法令等遵守態勢」、「独立性」、「監査契約の新規の締結及び更新」、「監査実施者の教育・訓練及び評価」、「監査補助者に対する指示・監督及び監査調書の査閲」、「監査調書の整理・管理・保存」及び「品質管理のシステムの監視」に不備が認められる。

このように、当監査法人の品質管理態勢については、品質管理レビュー等での指摘事項の改善状況、執務実績時間の管理、及び監査業務に係る審査において重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

## 3. 個別監査業務

業務執行社員及び監査補助者は、監査の基準や、監査の基準で求められる監査手続の水準の理解、特に、不正リスクの評価及び対応に係る手続に関する理解が不足しているほか、経営者の主張を批判的に検討していないなど、職業的懐疑心が不足している。

また、業務執行社員及び監査補助者は、監査品質の維持・向上に対する意識が不足しており、このため、リスク評価手続やリスク対応手続について、見直しの必要性を認識することなく、過年度と同様の監査手続を実施している。くわえて、業務執行社員は、自らが



果たすべき役割を認識しておらず、被監査会社が行う事業や取引の十分な理解に基づき、監査上のリスクを適切に評価する意識が不足しているほか、監査補助者を過度に信頼していたことから、監査補助者に対する十分な指示・監督及び監査調書の適切な査閲を実施していない。

これらのことから、収益認識に関する不正リスクの識別及び不正リスクの対応手続が不適切かつ不十分、受注損失引当金に係る会計上の見積りに関する検討が不適切かつ不十分、重要な構成単位に関する監査手続が不適切かつ不十分などの重要な不備が認められる。

上記のほか、継続企業の前提に関する検討が不十分、固定資産の減損に係る会計上の見積りの検討が不十分、工事進行基準に対するリスク対応手続が不十分、重要な勘定残高に対するリスク対応手続が不十分、監査チームメンバーの独立性の確認が不十分、重要性の基準値に関する検討が不十分、棚卸立会に係る手続が不十分、内部統制や財務報告に関連する情報システムの理解が不十分、監査役等とのコミュニケーションが不十分など、広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務において、重要な不備を含めて広範かつ多数の不備が認められており、当監査法人の個別監査業務の実施は著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

お問い合わせ先  
公認会計士・監査審査会事務局  
審査検査課  
(代表) 03-3506-6000 (内線 2485)

**外国監査法人等に対する検査監督の考え方****I 検査監督の基本的考え方について**

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等<sup>(注1)</sup>の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり<sup>(注2)</sup>、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

**II 検査監督の実施について**

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

**1. 報告徴収**

審査会は、外国監査法人等から、届出書等<sup>(注3)</sup>として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等<sup>(注4)</sup>による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

## 2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

## 3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類<sup>(注5)</sup>に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

## 4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

## 5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する  
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に  
関する基本指針**

**平成 22 年 1 月  
公認会計士・監査審査会**

## I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等<sup>(注)</sup>の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注) 外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者をいう。

## II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

### 1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第34条の35第1項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第2条第1項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

### 2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第49条の3の2第1項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第49条の3の2第2項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係りのある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るものとする。

### Ⅲ 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等<sup>(注)</sup>による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記1. に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

### 3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

### 4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあつては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあつては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

### 5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

## IV 検査

### 1. 検査事項及び検査方法

#### (1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。



① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係るある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 一般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

### 3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

### 4. 検査実施の留意事項

#### （1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

#### （2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

#### （3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

#### **(4) 検査予告後の質問**

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

#### **(5) 検査命令書等の提示**

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

#### **(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング**

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

#### **(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング**

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

#### **(8) 検査対象先の就業時間への配慮**

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

#### **(9) 効率的かつ効果的な検査の実施**

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

#### (10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

### 5. 検査資料の徴求

#### (1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

#### (2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

#### (3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

### 6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

## 7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

## 8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

# V 検査結果等の取り扱い等

## 1. 検査結果等の取り扱い

(1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

(2) 検査結果及び検査関係情報<sup>(注)</sup>については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

## 2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

## VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

(1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。

(3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

## VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

## VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

## VIII 報告徴収事項一覧

### A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

#### I 監査法人等の状況

##### 1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

##### 2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況  
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

##### 3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

##### 4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

##### 5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

##### 6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

#### II 業務等の状況

##### 1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
  - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
  - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

**2. 業務提携の状況**

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

**3. 訴訟事件の概要**

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

**4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容**

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

**Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果**

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況



## **B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報**

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

### **I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）**

#### **1. 監査人等の概況**

##### **(1) 監査人の状況**

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

##### **(2) 監査契約等の状況**

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

##### **(3) 品質管理の状況**

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

#### **2. 監査の実施状況**

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・  
従事日数又は時間数

### **II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報**

#### **1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し**

#### **2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し**

#### **3. ネットワークにおける内部レビューの結果**

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

## 公認会計士試験制度の概要

### 受験資格

受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

### 受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所

### 短答式試験

年2回(第Ⅰ回12月上中旬、第Ⅱ回5月下旬)実施

#### 試験科目

■財務会計論 ■管理会計論 ■監査論 ■企業法

### 短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

### 論文式試験

年1回(8月中下旬)実施

#### 試験科目

必須科目 ■会計学 ■監査論 ■企業法 ■租税法  
 選択科目 ■経営学 ■経済学 ■民法 ■統計学

(以上の4科目から1科目選択)

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

### 公認会計士試験合格

### 登録

#### ○2年以上の実務経験(注)

業務補助 又は 実務従事 ※試験合格の前に行うことも可

#### ○実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得(講習を受け、必要な単位を取得)

※日本公認会計士協会による修了審査を含む

#### (注)実務経験

①業務補助 監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助

②実務従事 財務に関する監査、分析、その他の実務に従事

(実務従事に該当する業務の例:企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。)

### 公 認 会 計 士

令和3年11月5日  
公認会計士・監査審査会

**令和4年公認会計士試験（第I回短答式試験）を受験される方へ**  
— 新型コロナウイルス感染症への対策についてのお知らせ —

**【試験実施についての基本方針】**

令和4年公認会計士試験第I回短答式試験は、12月12日（日）に実施します。

一方で、試験当日までの間に新型コロナウイルス感染症の感染者数等の状況が変化した場合等には、実施の方針を変更する可能性もあります。

今後、試験実施に関する追加情報等がある場合には、本ウェブサイトに掲載しますので、ご確認いただくようお願いします。

**【受験に当たっての注意事項】**

受験の際、以下の対応につきまして、ご理解・ご協力をお願いします。

**1. 体調不良の方**

(1) 以下の方については、他の受験者等への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。

① 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方

② 濃厚接触者に該当する方

※ ご自身や同居の方が保健所等の公的機関、企業及び組織から自宅待機等の指示を受けている方等

③ 発熱（概ね37.5度以上）や軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、強いだるさ、息苦しさといった新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方

(2) 試験場で上記③の症状が生じた場合には、必ずその旨を試験官等へお申し出ください。他の受験者等への感染拡大防止のために必要な措置として、受験を中止し、ご帰宅していただくよう指示しますので、あらかじめご了承ください。

※ 試験当日は、ご自宅において検温を行ってください。（上記1. (1)③）

※ 一部の試験場では、施設管理者側より入場時の検温（37.5度以上の発熱がある方の入場禁止）が義務付けられていますので、あらかじめご了承ください。また、時間に余裕をもって試験場にお越しください。

※ 体調不良と思われる方には、必要に応じて試験官が体温測定等を要請する場合がありますので、その際にご対応いただくようお願いいたします。

なお、上記に該当する方などについての再試験・受験手数料の返金などの特別な措置は予定していませんので、受験者におかれては、受験当日まで十分な体調管理をお願いします。

## **2. 試験会場でのお願い**

試験会場では、感染防止のため、以下の点に留意してください。

### **① マスクの着用等**

試験会場では、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。なお、マスクは、本人確認のための写真照合時や試験官の指示があった時等は、一時的に外してください。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありませんが、試験中はカバンにしまってください。

### **② 密の回避**

試験場内での私語は控えるようお願いします。昼食時や休憩時も密集を避け、会話は控えてください。

### **③ 試験室の換気**

試験室は、適宜、ドアや窓を開放するなどの換気を行います。室温の高低に対応できるよう試験当日の服装には注意してください。また、ドアや窓の開放による外部の音が気になる方は、耳せんの使用をお願いします。

### **④ その他**

- **試験場では試験官の指示に従ってください。従っていただけない場合は、受験を中止することがあります。**
- 保健所等の公的機関からの要請により、受験者の氏名、連絡先等が提供される場合があることをあらかじめご了承ください。

## 試験結果の概要 (令和3年公認会計士試験短答式試験)

(1) 願書提出者数  
14,192 人

(2) 答案提出者数  
9,524 人(注)

(注) 願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

- ・欠席者数 2,736人(受験予定科目の全てを欠席した者)
- ・短答式試験免除者数 1,932 人
  - うち 平成31年又は令和2 年短答式試験合格者 1,647 人
  - うち 司法試験合格者や大学教授等 224 人
  - うち 旧第二次試験合格者 61人

(3) 合格者数  
2,060人

- ・ 総点数の 62%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同一の得点に満たない者は不合格

(4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		47.3%
科目別	財務会計論	47.0%
	管理会計論	40.9%
	監査論	52.3%
	企業法	47.8%

## 令和3年公認会計士試験の合格発表の概要について

### 1. 試験結果の概要

#### (1) 願書提出者数

14,192 人                    男性 10,790 人   女性 3,402 人   女性比率 24.0%

#### (2) 論文式試験受験者数

3,992 人

#### (3) 論文式試験合格者数

1,360 人(対前年比 25人増)            男性 1,063 人   女性 297 人   女性比率 21.8%  
合格率 9.6%

#### (4) 参考資料

令和3年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表(総合得点比率)(別紙)

#### 【令和3年公認会計士試験結果】

区 分	令和3年試験	令和2年試験
願書提出者数(a)	14,192 人	13,231 人
短答式試験受験者数	12,260 人	11,598 人
短答式試験合格者数	2,060 人	1,861 人
論文式試験受験者数	3,992 人	3,719 人
最終合格者数(b)	1,360 人	1,335 人
合格率(b/a)	9.6%	10.1%

※令和3年試験の短答式試験免除者は 1,932 人。

※令和2年試験の願書提出者数は、第 I 回短答式試験、第 II 回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの

## 2. 合格者の概要

### (1) 合格者

- 51.5%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が40%未満のものがある場合は不合格

### (2) 合格者の年齢

- 合格者の平均年齢は24.5歳
- 最高年齢は60歳、最低年齢は19歳

### (3) 合格者の職業

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が924人(構成比67.9%)
- 「会社員」は111人(構成比8.2%)

## 3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は527人(属人ベース)

(注)科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは642人

# 令和3年公認会計士試験

## 合格者調



1. 年別合格者調

年 別	願 書 提 出 者 (A)	論 文 式 者 受 験 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
	人	人	人	%	%
平成 18年	20,796	9,617	3,108	14.9	32.3
平成 19年	20,926	9,026	4,041	19.3	44.8
平成 20年	21,168	8,463	3,625	17.1	42.8
平成 21年	21,255	6,173	2,229	10.5	36.1
平成 22年	25,648	5,512	2,041	8.0	37.0
平成 23年	23,151	4,632	1,511	6.5	32.6
平成 24年	17,894	3,542	1,347	7.5	38.0
平成 25年	13,224	3,277	1,178	8.9	35.9
平成 26年	10,870	2,994	1,102	10.1	36.8
平成 27年	10,180	3,086	1,051	10.3	34.1
平成 28年	10,256	3,138	1,108	10.8	35.3
平成 29年	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2
平成 30年	11,742	3,678	1,305	11.1	35.5
令和 元年	12,532	3,792	1,337	10.7	35.3
令和 2年	13,231	3,719	1,335	10.1	35.9
令和 3年	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1
合計	258,097	77,947	28,909	11.2	37.1

(注1) 令和3年合格者中

最高年齢60歳、最低年齢19歳、女性297人

(注2) 平成22年～令和2年の願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験、第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの

2. 年齢別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	270	43	12	4.4	27.9	0.9
20歳以上25歳未満	6,403	1,825	873	13.6	47.8	64.2
25歳以上30歳未満	3,056	902	297	9.7	32.9	21.8
30歳以上35歳未満	1,710	478	110	6.4	23.0	8.1
35歳以上40歳未満	1,099	320	44	4.0	13.8	3.2
40歳以上45歳未満	655	162	15	2.3	9.3	1.1
45歳以上50歳未満	399	112	6	1.5	5.4	0.5
50歳以上55歳未満	270	67	2	0.7	3.0	0.1
55歳以上60歳未満	157	39	0	0.0	0.0	0.0
60歳以上65歳未満	85	24	1	1.2	4.2	0.1
65歳以上	88	20	0	0.0	0.0	0.0
合 計	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1	100.0

(注) 令和3年11月19日時点の年齢によるもの。

3. 学歴別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
大 学 院 修 了	831	309	51	6.1	16.5	3.7
会 計 専 門 職 大 学 院 修 了	637	355	32	5.0	9.0	2.4
大 学 院 在 学	97	25	11	11.3	44.0	0.8
会 計 専 門 職 大 学 院 在 学	115	36	5	4.3	13.9	0.4
大 学 卒 業 (短大含む)	6,374	1,812	567	8.9	31.3	41.7
大 学 在 学 (短大含む)	4,415	1,124	604	13.7	53.7	44.4
高 校 卒 業	1,367	254	75	5.5	29.5	5.5
そ の 他	356	77	15	4.2	19.5	1.1
合 計	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1	100.0

(注) 大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4. 職業別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
会 計 士 補	49	47	2	4.1	4.3	0.1
会 計 事 務 所 員	594	187	43	7.2	23.0	3.2
税 理 士	49	20	1	2.0	5.0	0.1
会 社 員	2,529	491	111	4.4	22.6	8.2
公 務 員	446	112	19	4.3	17.0	1.4
教 員	37	13	2	5.4	15.4	0.1
教育・学習支援者	59	21	3	5.1	14.3	0.2
学 生	6,122	1,694	808	13.2	47.7	59.4
専修学校・ 各種学校受講生	1,234	448	116	9.4	25.9	8.5
無 職	2,319	740	228	9.8	30.8	16.8
そ の 他	754	219	27	3.6	12.3	2.0
合 計	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1	100.0

5. 財務局別合格者調

区 分	願書提出者 (A)	論 文 式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率		合 格 者 構 成 比
				(C)／(A)	(C)／(B)	
	人	人	人	%	%	%
北 海 道	295	70	19	6.4	27.1	1.4
東 北	446	136	43	9.6	31.6	3.2
関 東	8,311	2,361	805	9.7	34.1	59.2
北 陸	199	49	14	7.0	28.6	1.0
東 海	875	258	103	11.8	39.9	7.6
近 畿	2,825	833	304	10.8	36.5	22.4
中 国	275	61	15	5.5	24.6	1.1
四 国	193	41	14	7.3	34.1	1.0
九 州	162	40	9	5.6	22.5	0.7
福 岡	549	130	32	5.8	24.6	2.3
沖 縄	62	13	2	3.2	15.4	0.1
合 計	14,192	3,992	1,360	9.6	34.1	100.0

## 試験結果の概要

### (令和4年公認会計士試験第 I 回短答式試験)

## (1) 願書提出者数

12,719 人

うち、欠席者 2,770人 (注)

(注)受験科目全てを欠席した者を指す

## (2) 答案提出者数

9,949 人

## (3) 合格者数

1,199人

- ・ 総点数の 68%以上を取得した者
- ・ ただし、試験科目のうち1科目につき、その満点の40%未満の得点があり、且つ、答案提出者の下位から遡って33%の人数に当たる者と同じの得点に満たない者は不合格

## (4) 総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		47.5%
科目別	財務会計論	44.1%
	管理会計論	47.1%
	監査論	53.9%
	企業法	46.1%

## 令和3年度の講演会の開催状況

開催日	場所		講師
令和3年4月23日	大阪府立大学	大阪府 (オンライン)	櫻井会長
5月10日	弘前大学	青森県 (オンライン)	松井委員
5月28日	信州大学	長野県 (オンライン)	櫻井会長
6月23日	専修大学	東京都	松井委員
6月24日	慶応義塾大学	東京都 (オンライン)	松井委員
7月7日	昭和女子大学	東京都	櫻井会長
7月15日	金沢大学	石川県 (オンライン)	松井委員
10月13日	兵庫県立大学	兵庫県 (オンライン)	松井委員
10月15日	東北大学	宮城県 (オンライン)	櫻井会長
11月8日	東北学院大学	宮城県 (オンライン)	松井委員
11月29日	龍谷大学	京都府	櫻井会長
12月6日	駒澤大学	東京都 (オンライン)	松井委員
12月7日	中央大学	東京都 (オンライン)	松井委員
令和4年1月17日	高崎経済大学	群馬県 (オンライン)	松井委員
1月18日	富山大学	富山県 (オンライン)	松井委員

## IFIAR 本会合開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第 2 回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第 3 回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第 4 回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第 5 回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第 6 回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第 7 回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第 8 回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第 9 回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン D. C.	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19～21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4～6 日	東京	47 か国・地域
第 18 回	平成 30 年 4 月 17～19 日	オタワ	47 か国・地域
第 19 回	平成 31 年 4 月 30 日 ～令和元年 5 月 2 日	ギリシャ	50 か国・地域
第 20 回	令和 2 年 4 月 20～22 日	対面会合は中止 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため。	
第 21 回	令和 3 年 4 月 19～21 日	ビデオ会議形式	54 か国・地域

(注)平成 25 年以降、本会合は年 1 回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等による中間会合を開催。



## 第21回監査監督機関国際フォーラム（ビデオ会議形式）について

第21回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは、櫻井会長、油布事務局長が、金融庁からは、長岡 総合政策局参事官 兼 IFIAR戦略企画室長が参加し、最近の監査監督に関する論点について、各監査監督当局と意見交換を実施しました。

本会合におけるIFIAR副議長の選任手続きの結果、金融庁 長岡 総合政策局参事官 兼 IFIAR戦略企画室長が、IFIAR副議長に選出されました。任期は、4月21日（水）から次々回本会合までの約2年間となります。

本会合の概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリース（ステークホルダー・アナウンスメント）をご参照ください。

### 記

#### 1. 日程・開催形式

令和3年4月19日（月）～令和3年4月21日（水）  
ビデオ会議形式

#### 2. 参加者

54か国・地域の監査監督機関

オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、  
保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行（WB）  
計7国際機関

議長代理（副議長）

デュエイン・ディスパルテ米公開企業会計監視委員会（PCOAB）ボードメンバー

#### 3. 主な議題

テーマ：新型コロナウイルス感染症禍及びその先の監査品質のマネジメント  
正副議長及び代表理事会選出理事国・地域の選任  
新たな戦略プラン（2021-2026年）の承認  
高品質な監査に向けて監査監督当局が果たす役割に関する議論 等

#### 4. プレスリリース

 [\(原文\)](#) ・  [\(仮訳\)](#)

IFIARやその活動に関する更なる情報につきましては、IFIARウェブサイト ([www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)) をご参照下さい。

## お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課

金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室

Tel : 03-3506-6000 (代表) (内線2432)

## プレスリリース（仮訳）

2021年4月22日  
東京、日本

**監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）がオンラインにより 2021 年本会合を開催し、新型コロナウイルス感染症禍及びその先の監査品質のマネジメント（the Management of Audit Quality in the COVID Environment and Beyond）について議論**

4月19日－4月21日にかけて、各国地域を代表する54のIFIARメンバーがオンラインで会する2021年本会合が開催された。

本年の本会合のテーマとして、「新型コロナウイルス感染症禍及びその先の監査品質のマネジメント（the Management of Audit Quality in the COVID Environment and Beyond）」に焦点が当てられた。

新たにIFIAR議長に選出されたデュエイン・デスパルテ（Duane DesParte）氏は、「IFIARは、メンバーに対し、彼らの経験、アイディア、視点を共有するためのフォーラムを提供し、各メンバーの監査監督能力の向上を助け、監査品質の持続可能な改善を促している。今年の本会合では、メンバーや財務報告エコシステムのその他の主要なステークホルダーがオンライン上で集まり、現在のCOVID-19の環境と未来の双方における、監査及び監査監督上の課題や機会に注目した議論が行われた。」とコメントした。  
メンバー及びその他の主要なステークホルダーの代表は、一連のパネルディスカッションを通して、高品質な監査を促進する監査監督当局の役割について議論した。

- IFIARメンバーは、彼らの組織がCOVID-19パンデミックによってもたらされた課題を踏まえてどのように活動を適応させているか、そして、彼らの地域で監査品質を長期的・持続的に向上させるために実施している先を見据えた取組について共有した。
- IFIARメンバーは、近く監査法人によって新たな国際品質管理基準1（ISQM1）が実施されることへの対応として、規制監督の実務を順応させるために取り得るアプローチについて検討した。
- Global Public Policy Committee（GPPC）ネットワークと監査委員会の代表は、パンデミックで得た教訓、今後の監査にかかる示唆、ISQM1実施による好機について共有した。
- IFIARメンバーと外部のIFIAR諮問グループの代表は、不正リスク対応に係る監査人の責務について、この分野における投資家の期待に焦点を当てて議論した。
- IFIARメンバーは、検査指摘事項、執行にかかる取組、そして、複数の地域における監査市場の進展にかかる最近の調査についての情報を共有した。

## 新たな2021-2026 戦略プラン

メンバーは、更新された5年間の戦略プランを承認する形で、IFIARの戦略的な方針について再確認した。戦略プランは、メンバーの規制監督能力を向上させていくこと、及び、メンバーの集合的な専門性や経験を活用することによる、GPPCネットワークをはじめとした多様なステークホルダーに対する、IFIARの有益な影響力を強化していくことを通じて、監査品質の持続可能な向上を促進していくことに焦点を当てている。

## IFIAR 議長及び副議長、代表理事の選挙

本会合において、メンバーは、組織の新たな議長にデュエイン・デスパルテ氏（米国・PCAOB）を、副議長に長岡 隆氏（日本・金融庁）を選出した。2021年の本会合では、アブダビ（ADAA）が代表理事としての任期を満了し、IFIARは長期にわたる支援と功労へ感謝を伝えた。代表理事として再選されたメンバーは、オランダ（AFM）、シンガポール（ACRA）、南アフリカ（IRBA）であり、アイルランド（IAASA）が新たに代表理事に選出された。各理事は、4年の任期を務めることになり、オーストラリア（ASIC）、ブラジル（CVM）、カナダ（CPAB）、台湾（FSC）、フランス（H3C）、ドイツ（AOB）、ギリシャ（HAASOB）、日本（CPAAOB / JFSA）、スイス（FAOA）、トルコ（CMB / POA）、イギリス（FRC）、アメリカ（PCAOB）と共に、代表理事会は16か国で構成されることになった。

## IFIAR について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの54の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト（[www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)）を参照されたい。

令和3年4月28日  
公認会計士・監査審査会/金融庁

## 金融庁 総合政策局参事官の監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 副議長就任について

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は、令和3年4月19日 (月) から21日 (水) にかけて、ビデオ会議形式で本会合を開催し、副議長の選任手続きを実施した結果、金融庁 長岡 隆 総合政策局参事官 兼 IFIAR戦略企画室長を副議長に選出しました。

任期は、4月21日 (水) から次々回本会合までの約2年間となります。

アジアからの副議長就任は、2006年のIFIAR設立後、初となります。

### (参考) IFIARの概要

IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators: 監査監督機関国際フォーラム)。2006年9月、グローバルな監査品質の向上により公益に資すること等を目的として設立。2017年4月、金融関係国際機関で日本初となる本部事務局を東京に設置。加盟国は、令和3年4月現在で、54か国・地域。

IFIARやその活動に関する更なる情報は、IFIARウェブサイト ([www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)) をご参照下さい。

### お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課  
金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室  
Tel : 03-3506-6000 (代表) (内線2432)

## 監査監督機関国際フォーラムによる 「2021年検査指摘事項報告書」の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、メンバー国の監査監督当局を対象に、2021年（令和3年）夏、10回目となる検査指摘事項調査を実施しました。この度、その結果を取りまとめた「2021年検査指摘事項報告書」（原題：Survey of Inspection Findings 2021）を公表しました。

なお、公認会計士・監査審査会事務局は、本報告書の取りまとめを行う作業チームに参画しており、引き続き当該取組みに貢献してまいります。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

[プレスリリース（原文）](#) (PDF)  ・ [（仮訳）](#) (PDF) 

[「2021年検査指摘事項報告書」](#) (原文) (PDF) 

### お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課  
金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室  
Tel : 03-3506-6000（代表）（内線2415）

## プレスリリース（仮訳）

### 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が年次検査指摘事項調査の報告書を公表

2022年3月25日

本日、IFIAR は、6大グローバル監査法人ネットワーク（GPPC<sup>1</sup>ネットワーク）に加盟している監査法人に対して、IFIAR メンバー当局が個別に行った検査に基づく10回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。IFIAR は、法人全体の品質管理態勢に対する検査、及び、個別監査業務に対する検査の2種類の活動に係る情報を収集した。52法域のIFIAR メンバー当局が2021年調査に参加した。

2021年調査へのIFIAR メンバー当局の報告によると、検査を行った個別監査業務のうち、1つ以上の指摘があったものは30%だった。それに対し、2020年調査では34%であり、指摘率を初めて計測した2014年調査の47%から減少している。

2021年調査に含まれる検査結果は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行発生前に終了した監査の検査によって大きく占められており、当該大流行による監査活動への潜在的な影響の全体像は、2022年の調査結果により反映される。

メンバー当局の検査プログラムの集計結果の各年毎の変化が、必ずしも監査品質の継続的な変化を示すものではないため、IFIAR は、調査結果の全体的な傾向を長期的にモニターしている。さらに、本調査結果は、監査法人による監査品質改善の進捗を厳密に測定するものではなく、唯一の要素でもない。IFIAR メンバー当局の検査はリスクベースの手法を取っているため、年間を通じて、必ずしも全ての監査事務所や品質管理項目、保証業務を代表するサンプルを選んでいない。監査品質を総合的に評価するには、検査を通じて特定・報告された不備の数値情報のほか、様々な要素を検討する必要がある。

それでもなお、集計された指摘率は依然として高く、IFIAR は、GPPC ネットワークとそのメンバーファームが、高水準にとどまる指摘率の削減に継続して注力し、一貫した高品質な監査の実現に取り組むことを強く求める。

監査品質を向上させる責任は監査法人にあるが、IFIAR は、メンバー当局の権限に基づく監督能力を向上させ、また、より高品質な監査の実現のため、GPPC ネットワークと定期的に対話し、問い掛けを行うといった様々な活動

---

<sup>1</sup>（公認会計士・監査審査会事務局注）Global Public Policy Committee networks : BDO、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、Grant Thornton、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers。

を通じて、グローバルに一貫した高品質な監査に向けた前進に影響を与えようとしている。

2019年、グローバル監査品質ワーキンググループ（GAQWG）は、取組参加当局が実施した上場企業に対する個別監査業務の検査で1つ以上の不備の指摘があった比率について、GPPCネットワークに対し、2019年から2023年の4年間で、当該指摘率を少なくとも25%削減することを新たな目標に設定した。IFIARに加盟する法域の約半数が、本取組に参加している。

この目標のベースとなる2019年の指摘率は32%であり、GPPCネットワークのメンバーファームは、2023年までに24%以下に削減することを目指している。中間年である2021年調査において、本取組に参加するIFIARメンバーの指摘率は、29%であった。

### 検査指摘事項調査について

IFIARの年次検査指摘事項調査は、監査法人の品質管理態勢及びシステム上重要な金融機関（SIFIs）を含む上場PIEs（社会的影響度の高い事業体）の監査について、IFIARメンバー当局の主な検査結果をまとめたものである。PIE監査における検査指摘事項は、監査事務所が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、必ずしも当該財務諸表に重要な虚偽表示があることを示唆するものではない。

### IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの54の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査品質を向上することにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事會（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト（[www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)）を参照されたい。



## **IFIAR Releases 2021 Report on Annual Survey of Audit Inspection Findings**

March 25, 2022

IFIAR released today a report on the results of its tenth annual survey of inspection findings arising from its Member regulators' individual inspections of audit firms affiliated with the six largest global audit firm networks (the Global Public Policy Committee networks, or "GPPC networks"). IFIAR collected information about two categories of activities: inspections of firm-wide systems of quality control and inspections of individual audit engagements. IFIAR Members from fifty-two jurisdictions contributed to the 2021 survey.

IFIAR Members reported in the 2021 survey that 30% of audit engagements inspected had at least one finding, compared to 34% in the 2020 survey, and down from 47% in the first survey capturing this percentage in 2014.

The inspection results included in the 2021 survey are predominantly for inspections of audits that concluded prior to the advent of the pandemic. Potential impacts of the pandemic on auditing will be more fully reflected in the 2022 survey results.

IFIAR monitors general trends in survey findings over time, as individual year-over-year changes in aggregate results across our Members' inspections programs are not necessarily indicative of lasting changes in audit quality. Furthermore, the survey results do not measure precisely and are not the sole factor when considering firms' progress in improving audit quality. Members' inspection processes follow a risk-based methodology and are not necessarily intended to select a representative sample of all firms or of all their quality control elements or assurance work throughout the year.

Nonetheless, the rate of findings at the aggregate level remains too high and IFIAR urges the GPPC networks and their member firms to continue to focus on reducing the high level of findings and to drive towards achieving consistently high-quality audit performance.

While responsibility for improving audit quality rests with audit firms, IFIAR seeks to influence progress towards consistent, high-quality audits globally through various activities, including by advancing the regulatory oversight capabilities of its Members and by regularly engaging with and challenging the GPPC networks to achieve higher quality audits.

In 2019, the Global Audit Quality Working Group (GAQWG) renewed an initiative challenging the GPPC networks to reduce the percentage of listed PIE audits inspected with one or more findings in participating jurisdictions by at least 25% over a four-year period. Approximately half of IFIAR's Member jurisdictions are participating in this initiative.

The collective baseline for the initiative for 2019 was 32%, and GPPC network member firms are aiming for a collective percentage of inspected audits with findings of 24% or less by 2023, the end of the measurement period. The 2021 report marks the midpoint measurement year for the initiative, and the percentage of audits with at least one finding reported by the IFIAR Members participating in the initiative was 29%.

### **About the Survey**

IFIAR's annual Inspection Findings Survey collects data on key results from IFIAR Members' inspections of audit firms' systems of quality control and audits of listed public interest entities (PIEs), including systemically important financial institutions (SIFIs). Inspection findings for PIE audits are deficiencies in audit procedures that indicate that the audit firm did not obtain sufficient appropriate audit evidence to support its opinion, but do not necessarily imply that those financial statements are also materially misstated.

### **About IFIAR**

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 54 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world; and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR's official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit [www.ifiar.org](http://www.ifiar.org).

令和3年7月27日  
公認会計士・監査審査会/金融庁

## 監査監督機関国際フォーラムによる 「監査市場における国際的に関連する取組」の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、7月20日、「監査市場における国際的に関連する取組」（原題：Internationally Relevant Developments in Audit Markets）を公表しました。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

 [プレスリリース（原文）](#) ・  [（仮訳）](#)

 [「監査市場における国際的に関連する取組」（原文）](#)

関連サイト：IFIARウェブサイト「監査市場における国際的に関連する取組」の公表について  
(<https://www.ifiar.org/latest-news/ifiar-report-internationally-relevant-developments-in-audit-markets-2021/>)

### お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課  
金融庁総合政策局IFIAR戦略企画本部IFIAR戦略企画室  
Tel : 03-3506-6000（代表）（内線2432）

## プレスリリース (仮訳)

2021年7月20日

東京、日本

**監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) が「監査市場における国際的に関連する取組」 (原題: Internationally Relevant Developments in Audit Markets) と題する報告書を公表**

2019年、IFIARは、PIEs (社会的影響度の高い事業体) 監査に焦点を当てつつ、メンバー当局の各地域における取組を把握するため、「監査市場に関するタスクフォース (IRDAM TF: Internationally Relevant Developments in the Audit Market TF)」を設立した。この目的に沿って、同タスクフォースでは、2020年初め<sup>1</sup>に、メンバー当局に対して広範なサーベイを実施した。50のメンバー当局から、監査に係る政策に関する5つのトピック (監査人の選任・継続監査期間、共同監査、監査業務と非監査業務の提供、監査関連情報の透明性、監査法人のガバナンス・文化) についての回答を得た。本日、IFIARより公表されたレポートは、メンバー当局の回答に基づいて、主要な事実や数値、規制や要件に関する洞察、様々な地域で実施されている施策等を強調しつつ、サーベイの結果を要約している。

持続可能かつ一貫性があり、高品質な監査は、財務報告の信頼性にとって重要な要素であり、金融システムが適切に機能することに貢献する。そのため、監査業界のステークホルダーにとって、各地域で着手されている施策と監査品質への影響との関係性について理解を深めることは有益である。メンバー当局の取組の概観は、ステークホルダーにそうした理解を促す一助となり、これらのトピックに関する議論のための情報を提供し得る。IFIARは、レポートの作成過程において、当該分野に関して公表されている研究は、概して個別事例を扱った限定的なものであることを認識した。したがって、IFIARは、実施されている施策や、それらの施策の監査品質に対する効果や影響、そして成功への条件について、学術的な分析や調査が広がることを推奨する。

### **IFIAR について**

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は、2006年に設立され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの54の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。その使命は、グローバルに監査監督を向上させることにより、投資家を含む公益に資することである。IFIARは、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動における協調を促している。IFIARの公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、欧州委員会 (EC)、金融安定理事会 (FSB)、保険監督者国際機構 (IAIS)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、公益監視委員会 (PIOB) 及び世界銀行である。IFIARに関する更なる情報については、IFIARウェブサイト ([www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)) を参照されたい。

<sup>1</sup> サーベイは COVID-19 の感染拡大前に実施された。



July 20, 2021

Tokyo, Japan

**International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) Publishes its Report on “Internationally Relevant Developments in Audit Markets”.**

In 2019, IFIAR established the Internationally Relevant Developments in Audit Markets Task Force to monitor developments in IFIAR Member jurisdictions, focusing on developments relevant to the audits of public interest entities. To do so, the task force conducted an extensive survey amongst IFIAR Members in the beginning of 2020<sup>1</sup>. The responses, from 50 IFIAR Members, provide observations on five audit policy topics: **auditor appointment and tenure, joint audits, combination of audit and non-audit services, transparency of audit-related information, and audit firms’ governance and culture.** The report issued by IFIAR today summarizes these observations by highlighting – among other things – key facts and figures, insights about regulations and requirements and measures that have been implemented in various jurisdictions, based on IFIAR Members’ survey responses.

The sustainable and consistent high quality of audits is an important element of reliable financial reporting, and contributes to a properly functioning financial system; as such, stakeholders in the audit industry can benefit from a better understanding of the relationship between the measures undertaken within jurisdictions and their impact on audit quality. This overview of practices across the IFIAR Membership may assist stakeholders with such an understanding and may inform debates around these topics. In preparing this report, IFIAR observed that the publicly available research undertaken in this area is generally case specific and narrow. IFIAR therefore encourages increased academic analysis and scrutiny of measures being implemented, their effect and impact on audit quality, and their conditions for success.

**About IFIAR**

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 54 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. Our mission is to serve the public interest, including investors, by enhancing audit oversight globally. IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world, and promotes collaboration in regulatory activity. IFIAR’s official observer organizations are the Basel Committee on Banking Supervision, the European Commission, the Financial Stability Board, the International Association of Insurance Supervisors, the International Organization of Securities Commissions, the Public Interest Oversight Board and the World Bank. For more information about IFIAR, visit [www.ifiar.org](http://www.ifiar.org)

---

<sup>1</sup> The survey was conducted before the outbreak of the COVID-19 pandemic.

## IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期 間	場 所	参 加 当 局
第 1 回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第 2 回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第 3 回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第 4 回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第 5 回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン D.C.	30 か国・地域
第 6 回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第 7 回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第 8 回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第 9 回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20～22 日	コロンボ	41 か国・地域
第 13 回	平成 31 年 3 月 6～8 日	パリ	47 か国・地域
第 14 回	令和 2 年 2 月 4～6 日	ワシントン D.C.	40 か国・地域
第 15 回	令和 3 年 3 月 23～25 日	オンライン形式	51 か国・地域
第 16 回	令和 4 年 3 月 22～24 日	オンライン形式	50 か国・地域

## 日本 IFIAR ネットワーク 会員

## 【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

## 【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

## 【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

## 【その他】

- 日本弁護士連合会

## 【オブザーバー】


- 東京都

計 22 団体


（注 1）各分類内で 50 音順

（注 2）○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

## 監査監督上の協力に関するスイス連邦監査監督庁 (FAOA) との書簡交換について

1. 令和3年6月10日、公認会計士・監査審査会及び金融庁は、スイス連邦監査監督庁（FAOA：Federal Audit Oversight Authority）と  [監査監督上の協力に関する書簡](#)（PDF:2,502KB）の交換を行いました。
2. 本書簡は、両国の監査監督当局が、外国監査法人等に対する監査監督（報告徴収及び検査等）について、相互に依拠できることを確認するものです。

### （参考1）

公認会計士・監査審査会及び金融庁は、[「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」](#) （平成21年9月14日）に基づき、一定の要件（(1)外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であること、(2)情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られること、(3)相互主義が担保されること）が満たされる場合には、原則として、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしています。（[「監査監督の相互依拠を行う外国当局について」](#)）

### （参考2）

公認会計士・監査審査会及び金融庁とスイス連邦監査監督庁は、IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）における監査監督上の多国間情報交換枠組みであるIFIAR MMOUに署名しています（[「IFIAR多国間情報交換枠組みへの署名について」](#)（平成29年4月））。

### （参考3）

公認会計士・監査審査会及び金融庁は、スイスの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を公表しています（[「諸外国の監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価について」](#)（令和元年8月））。

### お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会 Tel. : 03-3506-6000（代表）  
事務局総務試験課（内線2432）  
金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）  
企画市場局企業開示課開示業務室（内線3657）







**公認会計士・監査審査会**

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>